

平成30年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成30年12月12日 午前9時30分			議 長 田 中 政 司	
	散会	平成30年12月12日 午後4時08分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	子育て支援課長	
	副市長	池田英信	市民協働推進課長	筒井八重美
	教育長	杉崎士郎	文化・スポーツ振興課長	小笠原啓介
	総務企画部長	辻明弘	福祉課長	諸井和広
	市民福祉部長	中野哲也	農林課長	横田泰次
	産業建設部長	早瀬宏範	うれしの温泉観光課長	井上元昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大島洋二郎	うれしの茶振興課長	宮田誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	染川健志	建設・新幹線課長	副島昌彦
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永江松吾	環境下水道課長	太田長寿
	財政課長	三根竹久	水道課長	中村はるみ
	企画政策課長	池田幸一	学校教育課長	徳永丞
	税務収納課長	小池和彦	監査委員事務局長	
	市民課長	小國純治	農業委員会事務局長	
健康づくり課長	山口貴行	代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中秀則		

## 平成30年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成30年12月12日（水）

本会議第3日目

午前9時30分 開議

### 日程第1 一般質問

順次	通告者	質問の事項
1	山下芳郎	1. 嬉野抹茶の育成について 2. 九州新幹線西九州ルートの今後の展開について 3. 嬉野商店街の一方通行化について 4. シーボルトの湯を核とした商店街の周遊コースについて 5. はり・きゅうの助成対象について
2	梶原睦也	1. 災害時における対応について 2. 選挙について
3	諸上栄大	1. 障がい者福祉について 2. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業について 3. 在宅介護支援センター事業に関して 4. みまもりネットワークについて
4	辻浩一	1. 市内スポーツの振興について 2. 災害後の高齢者・障がい者対策について 3. 水資源保全と水道水源の森林規制について
5	山口虎太郎	1. 嬉野温泉駅周辺整備関連事業について 2. 農業林業振興施策について 3. チャオシルの経過状況について

---

午前9時30分 開議

#### ○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

12番山下芳郎議員の発言を許します。山下芳郎議員。

**○12番（山下芳郎君）**

皆さんおはようございます。12番山下芳郎です。どうぞよろしく申し上げます。つたない手話でありました。前日の森田議員に触発されて使っております。NHKの手話CDを使いながら、一夜漬けで久しぶりに勉強しました。続く議員もどうぞよろしく願いをいたします。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。

ことしも残り少なくなりましたが、ことしほど台風、集中豪雨や夏の記録的な猛暑が続き、多くの被害が全国各地で発生いたしました。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表し、被災された方々にも一日も早い復興を願います。市長も今議会の冒頭に申されましたが、災害に対して市民の命と財産を守ることの使命感を我々議員も重く感じているところであります。

残念ながら自然の脅威には限界があります。自然災害の要因でもあります地球温暖化対策が世界規模で叫ばれています。大国が自国の経済第一主義でパリ協定から離脱して再開のめどが立っていない状況であります。日本の調整役としての期待をいたすところであります。地球温暖化対策は国同士が決めるところであろうと思っておりましたが、私たち個人でも小さなことから始めることも大事であろうかと思うわけであります。これを子どもから孫へ引き継ぐことで地球を守る要因にもなればと思うわけであります。

では、本題に入ります。

今議会では、1点目に嬉野抹茶の育成について、2点目は、九州新幹線西九州ルート of 今後の展開について、3点目は、嬉野商店街の一方通行化について、4点目は、シーボルトの湯を核とした商店街の周遊コースにつきまして、5点目は、はり・きゅう診療の助成対象につきまして、以上5点につきまして質問をいたします。

まず最初の質問は、九州新幹線西九州ルート of 今後の展開につきまして、市長の考えをお聞きするところであります。

フリーゲージトレイン、いわゆるF G Tが頓挫し、その後の与党P Tでの整備方式に全線フル規格案とミニ新幹線案の2案が示されています。地元の佐賀県知事は、地元負担金が大き過ぎるということでF G Tにこだわり、フル規格について反対を表明されておられます。結果として、地元合意ができないまま膠着状態が続いては先が見えない状況であります。間もなく新しい年を迎えますが、2022年の暫定開業まで3年と少しと間近に迫っているわけです。整備方式が見えないまま暫定案のリレー方式が固定される懸念があります。市長はこのことにつきましてどう思われるのか。

壇上からの質問は以上で、関連質問につきましては質問席よりいたします。

**○議長（田中政司君）**

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

**○市長（村上大祐君）**

それでは、皆さんおはようございます。山下芳郎議員の御質問に対してお答えをしたいと思っております。

九州新幹線西九州ルートのリレー方式の固定化の懸念についての私の見解というお尋ねだというふうに思っております。

御承知のとおり、九州新幹線西九州ルート of 整備方法につきましては、これまでも沿線5市の市長及び議長による協議会で与党整備新幹線建設プロジェクトチームや国土交通省など関係機関への要望活動の際に、新幹線効果が最大限発揮されるように、全線フル規格による一日も早い整備をお願いしておるところでございます。また、あわせて佐賀県が財源を理由に慎重な姿勢を示しているということに関しても、そこを考慮しながら、財源的な負担を軽減するようなこともあわせて要望しておるところでございます。

リレー方式の固定というのは私も非常に憂慮をしております、この辺は一日でも早い整備方法の決定を促していきたいというふうに考えておるところでございます。現段階では国も、そして佐賀県もこのリレー方式の固定化を望むわけではないという立場を鮮明にはしておられます。そういった意味では、関係各所と協議を重ねながら、よりよい答えを導き出していけるように私どもも努力してまいる所存でございます。

以上、山下芳郎議員の御質問に対するお答えとさせていただきます。と思います。

**○議長（田中政司君）**

山下議員。

**○12番（山下芳郎君）**

市長のお考え、確認できました。

そこで、再質問ですけれども、こういった2つの方針がありますが、これが長引きまして対応が出来るということになりますと、聞くところによりますと、整備新幹線の要望は北陸とか四国、各地から手が挙がっておりまして、そこで国の認定の順位が下がると申しましょうか、ということも懸念されるわけでありまして。法令で定められています佐賀県の地元負担ですね、この3分の2の軽減につながるスキーム、枠組みを見直すことでフル規格に向けての方策、また有効的な対策があるものか、お伺いします。

**○議長（田中政司君）**

市長。

**○市長（村上大祐君）**

お答えを申し上げたいと思います。

フル規格実現のための方策ということでお尋ねでございます。フル規格化が実現すれば関西方面への直接乗り入れが可能となりまして、リレー方式であれば、例えば大阪から来られる場合は博多で乗りかえ、そして武雄で乗りかえ、嬉野という形で乗りかえを2度していただかなければいけない、その辺が観光客や来訪される方にとっては大いに利便性の向上につ

なおりますし、直接の時短効果というのも大きいというふうになっておりますし、将来、整備されますリニア新幹線との新大阪で接続をすれば、全国の高速度鉄道網にこの佐賀県、そして、この嬉野市も接続されるという意義は非常に大きいというふうに思っております。

そういった中で、広域交流人口の拡大という本来の整備新幹線の効果や、また、新幹線の特徴である速達性、安全性、定時性といった優位性もあわせて近隣自治体や関係団体に幅広く発信していくことになっております。また、さらに九州新幹線鹿児島ルートにおける開業効果データを具体的に示していくことも、またフル規格の実現に向けて取り組む有効な方策であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

国への枠組みの見直し含めて、要望ということでもありますけれども、佐賀県だけ負担軽減をするということについては、非常に今の段階では厳しいものがあるんじゃないかと思いますが、そういった一つの意見としてそれを認めたとすれば、今からずっと整備新幹線の計画があるわけですけれども、そういった面での整合性がとれないと申しましょうか、調整が難しいということも理解はいたします。

そのためには一日も早く佐賀県がまとまって国への要望、整備新幹線の枠組みの改定につながるような一つの先鞭となるような形で、その役割を果たせることも意義があるんじゃないかなと思うわけでありますが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前 9 時 42 分 休憩

午前 9 時 42 分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

佐賀県がまとまるのが大事だということは、その御指摘はごもっともだというふうに思っております。

しかしながら、県の方針、そしてまた近隣自治体ですね、この新幹線の開通、開業に至るまでもさまざまな経緯があったということで、なかなか意見の統一が図られない部分も私も事情としてはよく存じ上げているところでございます。そういった意味では、いきなり一つ

にまとまるということは難しいとは思いますが、議員御発言のとおり、私たちがある程度その辺の議論を主導していくという責任はあるのではないかと、いうふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

そこで関連ですけれども、当然この3分の1というのは、特に地方自治体、都道府県の中ですね、佐賀県も含めてですけれども、厳しいものがあるかと思えます。

ただ、今まで主要新幹線が整備できて、それから、脇新幹線と申しましょうか、整備新幹線に進展していく中で、地方の都道府県については財源的に非常に厳しいものがあるかと思えます。そういった点で、先ほどの関連の中で、今ちょうど知事選挙が真ただ中でありはしますけれども、負担軽減に向けて再度ですけれども、選挙で新しく選ばれた知事と一緒にになった形で負担軽減のまず協議ができないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

その辺は今、佐賀県とも密に連絡を取り合いながら、対応については協議をさせていただいております。さまざま私どもの考え、そして県としての考え、そしてまた周辺自治体の考えというのを取りまとめるのが県でございますので、その辺の私だけが余り突出したことを申し上げてもいけないと思えますので、佐賀県が一つにまとまるためにも、県知事選挙で当選された次の知事さんにもしっかりお話をし、いい答えを出せるように頑張りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

方法としては非常に微妙なところありますので、拙速してもということもあります。そこら辺は状況を判断しながら、連携自治体、近隣含めて、そういったところと状況を判断しながら、しかし、非常に時間が急ぐということもありますので、そこら辺のことを見据えながら対応していただきたいと思うわけであります。

いずれにしろ、2022年でありますので、間もなく年明けて3年弱の中で暫定開通ということでもありますので、その段階でこのリレー方式でいくということは決まっておりますので、

リレー方式の中で新しい新幹線のあり方が決まっていなくて、そのままになってしまうというおそれが非常に懸念されるわけです。ですので、そこら辺で3年ちょっとの中でしっかりとした形で、地元自治体として県を含めて、沿線も含めてまとまって行って、国に訴えていただきたいと思うわけであります。

昨年でしたかね、嬉野市公会堂で新幹線のフル規格に向けてのシンポジウムが会場いっぱいで開催されました。佐賀県、長崎県の沿線5市長と商工観光の団体含めて討議なされて、また基調講演等もあっておるわけであります。

そういった中で、今回につきましては1年しかたっていないということはありはしますけれども、後の時間から見たときに、やり方は別にしても、いろんな面で連携をとりながら、その機運をアピールしていくというのが大事じゃなかろうかと思えますけれども、そこら辺については市長いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えを申し上げたいと思います。

やはり機運の醸成というのは非常に重要なことだろうというふうに思っております。今、長崎県側ですね、長崎新聞の報道等も見ていると、非常に経済界、そういったところでの動きが活発だということも承知をしております。

しかしながら、私ども嬉野市も佐賀県嬉野市として、佐賀県を構成する自治体の一つとしての立ち居振る舞いというのもあるかというふうにも思っております。そういった意味では、5市連携の取り組みで要望活動は今年度においては2回行ってはおりますけれども、今後も5市連携の枠組みで主張すべきことは主張しつつも、佐賀県の他の自治体との協調も図りながら、全てが納得いくような結果にはならないかもしれませんが、ある程度皆さんが佐賀県として新幹線を迎え入れる態勢というのを気持ちの面でもいい形で迎えられようになりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

ミニ新幹線の案としてあるわけですがけれども、正式には新幹線とは言わないらしいんですけども、3年ほど前に山形新幹線のほうに視察に伺いました。東京まで近いということもあるんでしょうけれども、今現在はミニ新幹線から、その先のフル規格に向けてずっと沿線自治体一緒になった形で運動が展開されておるわけであります。

先般、国交省からF G T、ミニ新幹線、またフル規格の投資とその分の効果等々が一つの



表として示されております。結果として投資額が多いけれども、やっぱりフル規格じゃないと収益が出ないと、利便性がないということがはっきりと出ておりますので、こういったことをベースに入れながら、住民への説明、県民への説明ということもしていただけたらと思うわけでありまして。いずれにしろ、国家大計の大きな目線での対応が必要じゃなかろうかと思うわけでありまして。

最後のまとめの質問になりますけれども、くれぐれも暫定開業がフル規格につながるような形で持っていかれたらと思うわけでありまして、もう一回再度確認をお願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

2022年の暫定開業までに整備方法が確定しているということが私も望ましいというふうには考えております。

しかしながら、その財源、そういった国、そしてJR、また佐賀県、長崎県の事情もあると思いますので、暫定開業までに方針を決定するように、私どもも働きかけをしてまいりたいというふうには考えておりますが、その辺は諸所の事情を鑑みながら動いてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

それじゃ、次の質問に入ります。

お茶の産地として産地嬉野があるわけでありまして、嬉野抹茶の育成についてお尋ねをいたします。

うれしの茶だけでなく、国内でのお茶の消費は年々減少しているわけでありまして。そういった中で、伸びていますのが抹茶でありまして、特に海外におきましては人気を得ているわけでありまして。日本茶の中での抹茶の占める割合が統計上見えますと、10年間で3倍の伸びとなっております。もちろん絶対数量は少なかって伸びているということですね。

その中で、抹茶は室町時代から茶道としてお茶を介しての茶室、庭、空間など、また、道具から菓子、料理など、日本独特のお客様のおもてなしとしての文化として延々と根づいているわけでありまして、日本の文化としての大変奥深いものがあります。最近では抹茶の利用について、菓子とか料理、またドリンクティー、ソフトクリームなど幅広く使われていて、特に若い世代に人気であります。海外でも何と申しましょうか、横文字のアルファベットと

のMATCHAとして人気があるわけであります。これからの時代に対応するためにもうれしの茶に抹茶を取り込む考えはありませんか。また、それを地域ブランドとして確立する考えはありませんか。お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

今世界的に抹茶がブームだということは議員御発言のとおりで、輸出においても抹茶が中心に今なっているという状況でございます。

そういった中でありまして、嬉野の抹茶をブランド化する考えがないかというお尋ねでございます。今、現状ではうれしの釜炒り抹茶を商品化して、少量ながら市内で販売をしているところでございます。市内の菓子店であったり、飲食店に向けて活用や新商品開発を呼びかけ、ご当地グルメとしてのブランド化というのはぜひ進めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、県外や海外への展開となりますと、やはり宇治抹茶のような強力なブランドイメージ、そしてまた他産地との競合、そしてロット、いわゆる数量の問題というのが課題となってまいります。そういった意味では、全国的には小さな産地である嬉野としては体力として耐え得るかどうかというところも疑問がございますので、狭義の意味でのブランド化は進めていくということではありますけれども、大量生産という展開は難しいのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

取り組みたいけれども、特に海外向けはある程度ロットが必要ということで、そこら辺についてはやや厳しいんじゃないかということで受けとめました。

そういった中で、先月だったですかね、うれしの茶の輸出に向けて、うれしの茶振興課とジェトロさんが共同でシンガポールやったですかね、よくわかりませんが、茶商の方と申しましょかね、女性の方と交流会と申しましょかね、研修会がありました。初日目は私、上京してましたので、2日目のほうに出席したわけでありましてけれども、その中で、ああ、そうかなと思ったのが、日本茶、うれしの茶も含めてですけれども、海外ではまた違った形での利用の仕方がはやっているということでありました。今、既定の分を否定するわけじゃありませんけれども、急須でいれてとかいうことについてはやや伸びとしては少ないということ聞いております。

そういった中で、先ほど言いましたように、アメリカからヨーロッパ、またシンガポール含めて、東南アジアまでずっと日本茶が一つのブームになっているということでもあります。アメリカのスターバックス含めて、ああいった手軽な手っ取り早い飲み方、そこには香りとか味とか、横文字で言えばフレーバー茶といいましょうか、そういったものはやっている状況であります。

その中で、抹茶につきましても値段は高かっても、やっぱりいろんな面での抹茶アイスとかケーキ、ドリンクなんかも人気ということでもあります。これは海外に限らず、日本でもそういった傾向があるというのが事実でありますので、いろんな面で使われ方が変わってきているというのも事実です。

いずれにいたしましても、抹茶を含めまして、抹茶の本来の飲み方は飲み方としてしっかりと守っていかにかいにかん部分もありますけれども、産地嬉野として、そういった分の消費者に向けての消費拡大と申しましょうか、新しい時代に合わせた形の消費者に合う提供の仕方も十分考えていかにかいにかん時代に入っているんじゃないかならうかと思っておりますけれども、再度市長の考えをお願いします。抹茶の使い方、多様化ですね。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

抹茶の今本当に世界的なブームの中で、嬉野もそこに乗るべきではないかというところだというふうに思っております。私もそこは求められれば、需要に応じてはそこに乗っていけばいいのかなと。まずは市内でブランドイメージを固める必要もあろうかというふうには思っておりますので、先ほどの答弁の中で、市内でのお菓子屋さんとか飲食店に向けての活用、新商品開発をまずは訴えていくことで、嬉野にも一応抹茶は用意できるというようなイメージをつけていけば、もしかしたら市外からの引き合いというのも今後出てくるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

近くでは玉露の本場であります八女には抹茶の工場が複数あるわけであります。先般、聞いたところによりますと、農協の嬉野支所が八女の抹茶工場を視察に行かれました。隣の彼杵も今度抹茶の製造ラインをつくるということで、先般、起工式があっている情報を聞いております。担当としてこういった情報は御存じでしたか。近隣とか彼杵含めて。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

隣の長崎県におきましては、生産者団体の方が抹茶のてん茶工場を彼杵のほうに、国の補助を活用しまして工事が進捗している状況は確認しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

彼杵も含めてですけれども、農協の視察、もしくは八女の工場あたりを一つの新しい時代の展開として、担当としてどう思われますか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

先ほど市長が答弁されましたように、抹茶につきましては外国で健康ブームということで、輸出に対しても結構多くなっていると考えております。

ただ、市長が申しましたとおり、嬉野におきましてはどうしても量がないということで、今後抹茶をブランド化ということに関しては、現在、うれしの茶としましては、うれしの玉緑茶を全国的にブランド化ということで考えております。そういう中で、そちらのほうを考えていって、嬉野の抹茶につきましてはそこまで今のところ検討していないというところでございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

検討していないということではありますが、市長もおっしゃったんですが、今現在、抹茶が少量ですけれどもありますよということですが、担当課長、それはどういった形でつくられておられるかわかりますか。今の嬉野の抹茶という分がありますけれども、どういった形でつくっておられるか。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

今販売されているのが嬉野茶商さんと、それから、連合会ですね、流通センターのほうで販売されています。それは嬉野のお茶を使って、試験場（157ページで訂正）のほうで製作

されて抹茶をつくられているというふうに確認しています。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

嬉野には抹茶の製造ラインはないんですよね。もちろん茶業試験場の一部、少量ですけれどもできます。

あと、遠方の工場に出して、それをまた買い戻して販売しているという状況じゃなかろうかと思うわけでありましてけれども、抹茶というのは非常に手がかかるわけでありまして。生産者も大変だし、消費はあるんですけども、一つの玉露でいう覆いですね。こもで覆いをし、1週間から10日ぐらい暗い状態にして、それを一つのでん茶として乾燥して、そして莖と申しますか、そういったものを全部除去しながら、ふるいにかけてながらという工程も相当今以上にかかってくるわけです。うちの父も以前、玉露をつくっておりましたので、そこら辺のこと、大変だということを体感として感じておりますけれども、さらに、抹茶というのはそれにまた手がかかるということがありはします。そんだけ付加価値がつくということがありますので、今お茶の単価の伸びというのが非常に低迷しておりますので、そういう点では新しい形をとって、面積はそう多くなくても結構なんです。5畝とか1反ぐらいでも十分できますので、そういった点で、しっかりとした付加価値のある分をつくって、需要に乗っていくというのも一つの方策じゃなかろうかなと思うわけでありまして。そういった点で一応提案をしております。

再質問ですけれども、生産ラインを嬉茶楽館か、もしくはチャオシルにできないかなというところで御提案を入れていましたけれども、市長の答弁、そういったことでありましたけれども、再度質問いたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

てん茶の加工ラインを嬉茶楽館等に整備ができないかという御提案でございます。議員御発言のとおり、来年4月に東彼杵町でも工場が完成をして、来年度産から稼働するということは、私もいろんな関係各位からの情報提供で存じ上げているところでございます。

そういった中で、情報収集する中で、やはり売り先の確保に苦労されているというような情報であったり、また、投資額も1億円、2億円というようなことも聞いております。そういった意味では、市の事業として取り組むということになれば慎重にならざるを得ない部分もございまして、また、生産者や工場のような法人が独自に取り組みたいということであれば、今現状、国や県の補助金もございまして。そういったものをおつなぎしながら、そしてま

た、条件によっては市の6次化の補助金も活用できるのではないかというふうにも考えておりますので、さまざまな形で支援はしてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

今、市長が御答弁いただきましたような形で、市が100%とは言わないでも、そういった有志の方ですね、まとまってつくりたいと。しかし、個人的にはなかなか資金的に厳しいよという中で、県、国、また市のほうも人的なサポートも含めてですけれども、資金的なサポートも含めて、新しくはないか知りませんが、嬉野の抹茶をつくって、量は少ないか知らんけれども、ブランド化していくんだということでもありますけれども、本当しっかりとしたお茶をつくって、釜炒り茶に特化した分でもいいじゃないですか。そういった点で、一つのブランドに持っていったらと思うわけでありまして。先ほど市長が答弁されたことで私も理解はいたしました。

そういった中でですけれども、チャオシルでいろんな利用の仕方もあるかと思っておりますけれども、本来の一つのお茶の利活用という意味で、大きなラインとは言わないでも、本来のてん茶を石臼でひいて、そこで少量であってもつくっていく、もしくは一番いいのは、やっぱりあれだけのお客様にどんどん来ていただきたいから、お客様にも体験していただく。自分でひいた抹茶を買ってでも自家で使いたいとかいう方もあるかと思っておりますので、そういった点では、見せると、体験するという場にはできないかなと。ラインとは言いません。これは当然、石臼でできるわけだから、スペースも要りませんのでね。ただ、指導者の方がおられたらできるわけでありまして、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員の御提案ということでもありますので、石臼で自分でひいてたてて飲むとか、そういった体験メニューの今後の充実を図っていく上で、一つの選択肢にしてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

みゆき公園に本格的な茶室があるわけであります。多分にあれは何のときにできたのかな、何かの大きな事業があったときにあそこをつくられたと聞いておるんですけども、本当にすばらしい本格的な茶室であります。私もお茶を5年ほど習ったときに、あそこに初釜あたりは毎年行っておりましたので、すばらしい誇れる茶室ですけども、ただ、今現在、経年劣化で全く使えない、状況は正確に確認できていませんけれども、使えない部分があるということを知っております。使えたら一番よかったんですけども。

そういった中で、チャオシルにああいった本格的な分じゃなくて結構です。普通の家庭にある和室ですね、和室で一つの略盆点前と申しましょうか、釜は要りません。電気釜で結構です。こういった中で、にじり口も一切なし。通常の和室ですね。そこでお抹茶の試飲、もしくは子どもたちの体験とか、いろんなことがあります。特にあそこはお客様の施設でありますから、お客様に御提供するような施設、または抹茶に限らず、お茶を使ったお料理を提供できる。あそこも食事するところがないということをよく聞いていますので、こういった分、通常のお料理じゃなしに、お茶に特化する分をつくっては、まずその場所を確保していただける用意があるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

まずは抹茶席については、現状も組立式ではありますけれども、茶室のようなものが展示をされております。ただ、実際に今後使っていく必要もあるだろうと思っておりますので、そういった抹茶席というのでも検討してまいりたいというふうに考えております。

料理とかドリンクということになってくると、また、あその喫茶スペースの中では本格的な料理になってくると非常に難しくなっております。その中で、駐車場整備ですね、駐車場の活用の中で、いろんな提案の中にもうれしの茶を使った料理を味わえる場所というような市民からの御意見も伺っております。そういったところも総合的に判断をしながら、駐車場整備の中で、その辺の実現ができる可能性はあるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

ぜひ御検討を前向きにお願いしたいと思っております。

それじゃ、次の質問に入ります。

嬉野商店街の一方通行化について質問いたします。

10月に8日間ほど実証実験が行われましたが、まず、その結果をお聞きします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

10月の初旬に行いました嬉野温泉本通りの社会実験の結果についてのお尋ねでございます。社会実験の最終的な結果というのは今出る段階ではないのかなというふうには思っております。その意味では、現状を申しますと、観光客や市民の皆様にご協力いただきましたアンケートの集約、分析を今行っておるところでございます。最終的な報告としては、来年2月ごろに嬉野温泉本通り道路空間デザイン検討会に報告した後、市民の皆様にご公表するような予定というふうになっております。この実験結果を活用するわけでありましてけれども、実験の結果だけで道路空間の整備方法を判断することは考えておりませんし、先般、市民の方から一方通行の反対という署名をいただきましたけれども、これは一方通行を行うための社会実験ではないということを再度お伝えしたところでございます。集めたデータをもとに、検討会や市民の皆様と本通りの道路空間をどのように活用していくかということ幅広く、そして時間をかけて検討してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

じゃ、今現在、その結果なり、アンケートの状況もまとめている途中ということで理解をしてよろしいわけですね。承知いたしました。

本年6月議会に補正でこの分が上がったわけですね。1,200万円ありましたけれども、私が議案質疑をいたしました。そのときに、地域の関係者の皆さん方の御理解を得ているのかというお尋ねをしたわけですが、そこでの答弁につきましては、4回ほど説明会をいたしていますので、そこで理解をいただいているものと思うという答弁でありました。

そういった中でですけれども、総務企画常任委員会で御意見をお聞きする場というのを設けたわけです。そこで、結構内容を御存じでない方がおられて、急ではなかったのかなという意見がございましたけれども、これについては主体的には嬉野市がしているわけですが、事前説明がなかったのじゃなかろうかなと思いますけれども、そこについては役員の方には説明をなさっておられますけれども、その下の一般の関係の方に説明はあったのかなかったのか、知らないという方が多かったので、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

市長。



**○市長（村上大祐君）**

お答えをしたいと思います。

一方通行にするという社会実験に関しましては、昨年3月の当初予算として、まずは調査費用を計上して可決いただいたところでございます。そこには社会資本整備交付金の国の事業も予算の中に入っているわけではありますけれども、そして昨年11月から道路空間デザイン検討会を5回開催して、そして地元の行政区や商店街組合、観光協会、商工会、それから、警察署と県、そして旅客運送事業者の代表を交えての課題の洗い出しや道路活用の議論を進めてまいったところでございます。本年6月で実際の実施費用の予算を、これまた国の社会資本整備総合交付金を活用した予算の可決を受けたわけですけど、その後も検討を重ねて、具体的な動きがスタートしたというような経緯をたどっております。

そういった中で、十分な説明がなかったのではないかとということかもしれませんけれども、確かに全員に広くこういったことを行うという説明会を開いたのは可決の後のことでございます。そういった中でも、実施までも数度、また市長と語ろう会の中でもいろいろとその辺が議論の中心にもなりまして、いろんな方に御説明を申し上げました。しかしながら、なかなか反対意見も根強く、その理解は得られなかったということは私どもも重く受けとめなければならないというふうには考えておりますので、今後、この道路活用を考えていく中で、また皆さんの意見を幅広く頂戴するというところでやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

山下議員。

**○12番（山下芳郎君）**

私自身もどんどん時代が変わっていく中で、今の商店街そのものが全ていいとは思いませんけれども、いろんな面で時代に合わながら見直していかにかいかんし、今特にインバウンドを含めて観光客の方が相当ふえておりますので、そういった点では、どうしていくのかということは十分に当事者の方も含めて、関係者の方も入れながら審議していくことがよりベターだと思っております。

あと、市長がおっしゃったそういった空間的なものですね、そこら辺のことも含めてしていかないと、とどまることはできませんので、そこら辺がより大事じゃなからうかなと思うわけでありませう。

そういった中で、経営者の若い方から意見があったのは、賛成、反対しているけれども、私たちが今まで全部市の言うままじゃないけれども、ほとんど自分たちで考えなかった、動かなかった。今からは自分たちでつくっていかにかいかんよねということがあって、そこで、メンバーは私わかりませんが、有志の方で会合を何回か重ねておられます。それは内

容は別にして、そういった考えるということは、自分たちでしていくということはある面では非常に大事だと私は思うわけです。そういった点で、市のほうで要請がありましたら、一緒になって審議に入られる用意がありますかどうか、確認します。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言の、本当に若い皆さんが将来のまちのあり方も含めて考えるというような試みをしていただいているということは私も承知しておりまして、そういった議論が巻き起こること自体、非常に私は歓迎をしておるところでございます。でありますので、私どもも一方通行の社会実験の実施は急いだ側面はあるかというふうには思いますけれども、今後、一つ一つ議論を積み上げていく中で、そういった有志の皆さんのお声を聞いたり、意見を広く発表していただく場を設けるべきだろうというふうにご考えておりますので、連携をとってまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

狭い嬉野、特に商店街の中で延々と続いた、そこでも年配の方がおっしゃったんです。商店街の通りでも一つの歴史、伝統があるんだということは十分理解します。と同時に、大きく変わっているというのも事実でありますので、そこら辺については賛成、反対も意見としてあるでしょうけれども、それが先行するんじゃなしに、内容ですね、どういった形で持っていきたいんだということについてはよく説明をしながら、100人が100人全部そうじゃなかったにしても、思いというのをしっかりと伝えていただきたいと。いろんな事業につきましてもそう思うわけでありまして。

最後、市長もう一回再度質問します。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

私もこの社会実験は商店街のよりにぎわいを増していく、その目的に沿って行ったものでございます。そういった意味では、私も常々申し上げております、市民と共創のまちづくり、一緒になってつくっていくということが大事だというふうに思っておりますので、幅広い御意見をいただきながら、そして地元にお住まいの方、そして観光客の皆さん、いろんな方が

この商店街を利用していただけのように、最大限の努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

それじゃ、次の質問に入ります。

飛びますけれども、はり・きゅうの助成対象についてであります。

今議会ではり・きゅうの助成の増額補正が計上されております。まさに高齢化をあらわしていると思っております。また、この分につきましても、施術することで健康で長生きにつながれば喜ばしいことと思うわけであります。

嬉野市は、はり・きゅうの施術に対しまして、国保、また後期高齢者に年齢制限等ありますけれども、その範囲の中で助成が受けられます。その中で、建築業ですね、建設国保に入っておられる方については、そのほかにもありますけれども、これだけじゃありませんけれども、私が聞いた中では、そういった方々がはり・きゅうの受診ができないということで相談がありました。国保、また後期高齢者以外でも受診ができないのか、保険の制限はなく受診できるよう対応できないか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

現在、はり・きゅう、マッサージ施術費用の一部を助成することにつきましては、国民健康保険の対象者については、嬉野市国民健康保険条例第8条4項に規定する保険事業、嬉野市国民健康保険はり、きゅう施設利用規則に基づき実施をしておるところでございます。また、75歳以上の後期高齢者の対象者につきましても、嬉野市はり、きゅう等施術費の助成に関する規則に基づき実施を行っておるところでございますが、どちらも対象者の健康の保持、増進を目的として実施しておるところでございます。

そういった中で、全市民を健康増進事業と位置づけて取り組んでいくかということにつきましては、一応担当課でシミュレーションはしてみたところであります。その辺の財源、そして事務的なところの課題、さまざまありますので、その辺を優先度、実効性、そういったところも比較検討していきながら、総合的に判断をする必要があろうかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

私も調べたところ、助成制度につきましては、県内でも各自治体でそれぞれ対応が違っております。7自治体が制限がなくしておるところもあります。いろんな面で課題はありはしますけれども、今からますます高齢化になってくる、健康で長生きという前提がありますので、そこら辺で前向きに考えていただきたいと思っておるわけでありまして、受診できない方だけ取り上げて言うわけじゃありませんけれども、建設国保の方の声を聞くと、加入したときには負担は安かったんですけども、今は国保並みに一律になっておるので、非常に払うものもあるし、逆に受診できないということがありますので、そこら辺についてはお願いしたいということが一つの発端であります。いろんな事務とか、もしくはシミュレーションをしながら検討していきたいという市長の答弁でありますので、これは前向きに捉えていきたいと思っております。

そういった中で、せんだって陳情書と申しましょか、上がったと聞いておりますけれども、それはどう判断されておられるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えを申し上げます。

本年5月に関係団体より要望書が提出されたことを受けまして、現在まで県内で当事業を実施している近隣市町の実施状況並びに全市民に仮に嬉野市で行った場合のシミュレーションをしながら、今検討しておるところでございます。

重ねてではありますけれども、仮に実施するとした場合には、非常に財源的な負担も大きくなるということでもありますので、もしかしたら、今その辺の国民健康保険、後期高齢者の方のサービス低下が伴ってしまうという可能性も出てまいりますので、やはり何らか一定の要件を設ける必要が出てまいりますので、慎重に検討はするべきだろうというふうにおるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

市長の真摯な答弁の中で、慎重に検討したいということで理解をいたしました。よろしくお願いたします。

続きましては、次の質問に入らせていただきます。

これは前回、何回か質問してはいますが、シーボルトの湯を核とした商店街の周遊

コースについてであります。私も回数は覚えていませんけれども、何回となく質問いたしております。今回、市長がかわられましたので、その後の進捗を含めて確認するわけでありませう。どう進んでいるかという進捗状況の確認であります。

概要としまして、ほかの幹部はおわかりですけれども、市長に再度ですけれども、シーボルトの湯ができました。あそこを核にしながら、前にまた駐車場もできていますので、そこから歩いてもらおうということでもあります。一つのコースとして嬉野橋、鉄橋を通過して、温泉公園を通過して、今度は赤橋の温泉橋を通過して、あれから坂を上って、酒造会社の横を通過して本通りに出て、本通りから足湯のところの角の湯ノ端坂を下ってシーボルトの湯に着くという短いコースではあります。しかし、そこで歩いてもらうことによって一つの嬉野温泉のゾーンとしての、嬉野市の一つの景観のゾーニングの中で一番中心の分と思っていますので、素晴らしい施設がありますので、車でブーと行くよりかは、歩いてもらうことによって再認識ができるんじゃないかなということも提案を何回かしているわけでもあります。

そういった中で、このコースづくりについて市長のお考えはいかがかと確認いたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員の御提案のこのコースというのは、非常に私も個人的にも嬉野を訪れた方にお勧めしているルートでございます。

ただ、しかしながら、今、休日、少し観光客の動きなんかもちょうと注意深く見ていると、本通りを往復するような動き方をしている外国人観光客が特に多いかなというような印象を持っております。そういった意味では、外国人の観光客の方もそうした本通りの裏の通称嬉野川（塩田川）のこの川並みに沿って、嬉野橋から温泉公園、赤橋、このルートというのをやはりそこに流せば、また観光客の方の嬉野に対するイメージも変わるんじゃないかというふうに私も考えております。そうしたコースにつきましては、一応市内の散策コースとしては、嬉野ぶらりまっぷの中でのうれしのまちなか散策ルートや観光マップの周遊ルートとしても提案等は現状行っておるわけではありますし、また、オルレコースに隣接する施設として御案内しているところがございますけれども、まだまだその辺の周知には努力が必要だという認識は持っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

市長の答弁の中で、私もまさに思いましたのは親水ということですね。水に親しむ。通称

嬉野川（塩田川）に蛇行しています川ですね。これを裏面で捉えるんじゃないしに、お客様にしっかりとPRできるような、私も長年旅館におりましたけれども、景気のいいときはどうしても裏面で捉えるような面がありました。しかし、そうじゃないしに、水に親しんでもらうと、水を感じてほしいということが一つのテーマであります。メーンを行ったり来たりという方が多いかわかりませんが、それを意識しながら川沿いを散策していただくような形のコースづくりを御提案しているわけでありまして。

担当課といたしまして、今まで質問した中でどう進んでおられるのか、具体的にどの箇所がどうということまで御説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

先ほど市長答弁にありましたように、こういう嬉野ぶらりまっぷ（資料を示す）というのがございますけれども、その中で、遊歩道のコースとか、シーボルトの湯を通るコースとか、そういったものは御提案しているところでございます。

そういった中、町なかの回遊性を増すということで新湯広場、温泉公園の反対側ですね、撮影ポイントでもありますけれども、対岸のほうに公園を整備して、そういったことで周遊がしていただけるような仕掛けをつくっているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

もちろん新湯広場をつくられて新しい魅力ができましたね。そこで一つのカメラ何とかというのがありますがけれども、今まで質問した中で何か所かあったんですけれども、その分で手をかけたとか、今検討中とかいうことがありますか。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

すみません。私が今までの質問の中で覚えているのが、そういったことで、シーボルトの湯を中心として、先ほど議員御質問の内容と一緒にような形で御質問していただいたというのは理解しておりますけれども、すみません。個別でどの辺をというのが、私今ちょっと理解不足でわからないので、その辺教えていただければ御回答したいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

まず、シーボルトの湯を出た後の嬉野橋ですね、もう皆さん御存じのように、あの鉄橋ですね。戦時中か、その前含めて、大野原に行くための戦車が重量がかかるから、それをしっかりとドイツ製のボルトで締めた分を、ちょうどシーボルトの湯の改装のときには名村造船所さんが新しくつくり変えられました。もとの原形そのままなんですね。非常に珍しいというか、すばらしい施設でありますので、その説明書きを下に入れたらどうですかということを行いましたよね。

あと、温泉公園に入って赤橋の手前のところの本通りにあった石柱、門扉ですね、あれが道が狭かったから移転されました。それはいいんです。いいんですけれども、あそこに嬉野温泉のすばらしさをこんこんと湧き出る温泉だということを漢詩で書いておられますよね。私もわかりませんし、何とか体で書いておられますからね。それをしっかりと下に説明して、すばらしさを翻訳して、説明書きが要るんじゃないかということを行いましたよね。わかりでしょう。

それとか、あと上に上がって「虎之児」さんのところの酒造会社ですけれども、あその蔵をしっかりと見ていただいて、オーナーさんの理解も要るんですけども、買うとか買わないもあるかわかりませんが、その周遊コースに入れていただいて、そして、あそのの敷敷まで川沿いが見られるような形でしてはどうかと。

本通りの商店街でもばんこを何か所か置いてちょっと腰掛ける。そこでその店の方とお話ができる。時間があったらお茶でも出してするとかいうことを言いました。

あと、後ほど質問しますけれども、歴史資料館とか何かも言いましたけど、一応そういった大きな金がかからない分で提案したんですが、どうでしょうか。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、温泉橋、鉄橋のほうですけれども、そちらは数年前に橋のかけかえがございまして、

そのときに橋の右岸、左岸に説明板というのを今掲示していただいているところです。その橋の説明板を掲示して、そこに設置をしていただいています。

それと、温泉公園にある石柱については、議員御発言のように、たしか大正15年ぐらいに佐賀平野のほうで演習があつて、そのときの記念に建てられたものを移設されたということで、町史か何かのほうにも記載があつたと思います。その分については、1年前ぐらい議員質問がありましたので、来年に看板なり説明文なりを今のところ検討しているところでございます。

それと、井手酒造の蔵の件でございますけれども、個人の持ち物ということもありますけれども、酒蔵まつりであつたりとか、新酒まつりとか、そういったときに蔵を開放していただいて、見学者とか、そういったものを入れていただいています。常時できるのが一番いいんでしょうけれども、個人さんとの協議になりますけれども、なかなかそこまでは今現在のところ至っていないというのが現状でございます。

それと、ばんこ等につきましても、議員も御存じだと思いますけれども、イベントのときにはばんこを出して休憩場所として開放していただいたりをしているところです。

ただ、イベント時というのが、どうしても歩行者天国にしてばんこ等を置いているというふうな状況です。ただ、車の通行とか、そういった中でばんこを出して休憩していただくスペースが今のところとれていないというのが実情でございます。お店を自主的に引いて建築していただいた部分については、その部分に出していただくということもありますけれども、今の状況では、歩行者天国しない限りは、そういったお客様に御利用できるようなばんこの設置がなかなか難しいのではと思つているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

今説明をお聞きしますと、それなりに検討していただいていると。進んでおられるということは理解いたしました。できるもの、できないもの、仕分けをなさっておられることも理解いたしました。

一番しょっぱなに質問したときに、私もぐるぐる何回か回って確認しながら質問したんですけども、温泉公園にすばらしい松の木とかありますが、あそこに市のほうで番号を書いてあるんですよ、番号だけ。針金がひどくくくってあつて練り込む状態であつたから、これはいかんと思つて質問したら、すぐ外していただきました。そういったことを含めて、温泉公園は広くはないけれども、ほっとする場所でありますので、これを大事に使っていただいて、本当に一つの癒やし気分ができるかと思つていますので、再度お願いしたいと思つています。



あと、酒造会社さんについても、私もボランティアガイドをしておるとき、あそこを意識して御案内するようにしておりました。お客さんが喜ばれるんですよ。ぜひそういった点を含めて、経営者との話もあるでしょうけれども、ぜひお願いしたいと思っております。

そういった中で、温泉公園はほっとする公園でありはしますけれども、そこで、温泉公園と名前がついておりますので、温泉にちなんだ足湯、または蒸し湯、そのほかでも結構です。温泉を体験できる施設ができないか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

温泉公園に温泉体験施設ということでございます。現状、湯宿広場と遊湯広場に足湯を設置させていただいておまして、観光客や市民の皆様にご利用いただいているところでございます。温泉公園に仮に足湯ということになりますと、少し距離的にも近い部分があるのかなというふうにも考えておりますし、商店街のにぎわい創出といった意味も足湯にはあるわけでありまして、今、温泉公園にそうした温泉体験施設をというところは現状考えてはいないというところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

担当課長、もう一回戻るけれども、以前、前の市長ですけれども、提案して、甲らを言いましたよね。前市長は検討したいということでありましたけれども、それはどうなっているのでしょうか。

○議長（田中政司君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

甲らとって、新湯広場の前のところに温泉が湧いていたということで、そういった形跡も現在ございます。足湯とか、そういったのは別に、甲らの復元ができないかということで検討した経緯はございます。

ただし、あそこが河川内ということで土木事務所の管轄になっております。そういったことで、一回土木事務所と協議した経緯もございますけれども、今のところなかなか実現するのが難しいということで、今の現状になっているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

私もしつこいんですけれども、温泉にちなんだ何かができないかなといつも思うんですけども、足湯、蒸し湯には私こだわりません。今、市長答弁されたことをね、そこら辺を温泉にちなむような、何かちょっとわかりませんが、これは時間がかかるかわかりませんが、何かアイデアがありましたらお願いしたいと思っています。

それじゃ、関連の質問ですけれども、今の周遊コースの中で、長崎街道の宿場町であったこの嬉野宿ですけれども、その分の再現ができないかということも質問いたしていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

長崎街道の宿場町の再現についての御質問でございます。

宿場町の再現ということではありませんけれども、塩田も宿場町でございました。塩田津伝建地区の保存地区の街なみ環境整備事業を今進めておるところでございますし、嬉野宿の旧長崎街道沿いに数カ所石碑等の設置も行いながら、長崎街道についての説明、PR等を行っておるところでございます。実際、長崎街道をどの時代のどの時点の長崎街道にするかということでもいろいろと皆さんの考えているイメージというのは違ってくるかなというふうに思いますし、財政面においてもいろんな課題もあるということで考えておまして、現状なかなか意識の統一と、そして財政の面で難しいのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

財政上非常に厳しいということですね。承知いたしました。

あと関連ですけれども、長崎街道はすばらしい街道であったわけですが、その分を歴史なり、大きな予算がかからない範囲の中で、空き家の利活用という意味で、コースを新しくつくるんじゃないんですけども、そういったことについての考えはありませんか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言のとおり、空き店舗の活用というのはいろいろ積極的に進めていくべきところだというふうに思っております。空き店舗を活用して長崎街道の面影の一つでも演出できないかという御提案だというふうに思っております。そういった意味では、所有者の意向であったり、展示のスペース、初期費用、維持管理、そして費用対効果、そういったところを総合的に判断する必要があるかというふうに思っております。その店舗でやりたいという志を持つ方との協議にもなるかというふうに思っておりますので、そういうお話があれば、往時の長崎街道の雰囲気をとというような御提案といたしますか、お願いはできるのではないかなというふうに思っております。現状、シーボルトの湯におきましても、今、明治維新150年のパネルも展示をされておるところでございますので、そういった中で、そうした長崎街道の果たした役割というのも検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

これもくどいんですけども、さが維新博があと1カ月ちょっとということになります。非常にこの維新博、佐賀のPRが苦手な県やったかわかりませんが、すばらしいPRができております。特に小学校、中学校の生徒さんたちについては非常にわかりやすい説明じゃなかろうかなと思うわけでありまして。

先般、ちょうど嬉野の日のときやったですけども、行ったときに周りを回ってみました。その中で、佐賀玉屋さんの先に長崎県のコーナーがあったわけですね。そこで、上野彦馬とかの紹介しながら、そこでも長崎街道についての紹介をお聞きしたわけでありまして。そういった点で、何回も私も言いますが、長崎街道そのものは非常に短い街道ではありはしましたけれども、今みたいにインターネットで情報がない時代に、その情報を求めて長崎の出島まで志士たちが来て、あしたはいよいよ出島だということで、嬉野を最後の逗留場に、ずっと塚崎から彼杵まで歩いた経緯を、私も前の職場で郷土史家の古賀先生あたりからその状況をお聞きしたわけでありまして、そういった思いをはせるとしたときに、この長崎街道というのは本当希有な街道であったわけでありまして、これをしっかりと我々が知って、次に伝えていく一つの責務と申しませうか、ちょっとかたいかわかりませんが、すばらしい街道をしっかりとPRできる場面があったらなど。もちろん市ごとにあることは理解しておりますけれども、一つの専門のコーナーとして設けてみては思っております。

ちょうど私が肥前夢街道に3年ほどおりました。オープンする前からおりましたけれども、

そのときに、その先生からもいろいろアドバイスをいただいたんですけども、長崎で旅博があったわけですね。同じ時期やったと思います。そこで私も初めて知ったんですけども、大浦お慶さんの一つのコーナーがぴしゃっとあって、そこでうれしの茶を海外にPRして販売したということになっていました。私、大浦お慶さんを知りませんでした。仲間とか聞いてみても余り知っている人が少なかったわけですね。ところが、今は知らん人はいないぐらいメジャーになっていますよね。そういったところの掘り起こしと申しましょうか、事実は事実で過去のことがあるわけですね。それをしっかりと見ながら、歴史、文化をしっかりと受けながら次につなげていくというのが我々の一つの大事な責務だと思っておりますので、そういった点で、今のようなことを何回となく言っているわけでありまして。

それじゃ、今すぐなかったにしても、いろんな形が変わっても構いませんから、再度市長に初めてこのことは質問いたしますけれども、お願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員の御提案ということでしっかり受けとめたいというふうに思っておりますし、私も長崎街道と嬉野のまちのかかわりというのは非常に旅情を誘うものがあると思っておりますので、観光の面でも、そして市民としての誇りということをずっと申し上げておりますけれども、郷土の誇りを呼び起こす上でも非常に大事なことではないかなというふうに思っております。

また、産業においてもお菓子屋さんがこれほど人口規模に対して多いまちもほかにはないというふうにも思っておりますし、その辺はやはり長崎街道がもたらした文物のたまものだというふうにも思っております。今ちょうど市史の編さんも行っておるところでございますので、そういった長崎街道とこのまちの歴史というのを皆さんに広くお知らせする努力をしてまいりたいというふうに思っておりますし、また、全面的な長崎街道の再現となると非常に難しい部分がありますけれども、その断片ででもそういった面影を見てとっていただけるような仕掛け、工夫は、しっかり観光、そして教育委員会とも連携しながらやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

ぜひお願いしたいと思っております。司馬遼太郎の「坂の上の雲」にもこの長崎街道は出てきますので、本当にすばらしいこの街道でありますので、ぜひお願いしたいと思っております。

あと、教育長にお尋ねをいたします。

さが維新博で、私、子ども、孫を連れて家族で何回か行ったんですけれども、先ほどと同じことなんですけれども、メイン会場、あそこは映像等々を含めて、すばらしく凝縮されたサテライトスタジオであるんですけれども、そこのコーナーを回ってみて、一番最後のコーナーのところで、来られた方に夢と申しませうか、志を短冊で葉っぱのところに書く部分がありますね。壁に張りますよね。私もこの間、また張ったんですけれども、そういったところがありますので、そういった点で、一つのあの当時の日本の夜明けを感じながら、この志士たちの思いが多分長崎街道にもあったと思います。あそこにもそういった分がありますので、今後、そういった形で、子どもたちに長崎街道、もしくはそうしたところの嬉野の歴史とかを伝えていくような、今の一つのカリキュラムでなかなか厳しいかわかりませんが、そういった時間というのはとれるものかどうか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

お答えをしたいと思います。長崎街道の歴史にかかわるものということでお答えしたいと思いますけれども、嬉野の歴史を語る上において、長崎街道の話抜きにして歴史を話すことはできません。既に御案内のとおり、議員さん方御存じかと思っておりますけれども、このページにも今も残る長崎街道ということできっちり述べております。したがって、これは総合的な学習の時間でありまして、あるいはそれぞれの学校での社会科の中で取り扱いをしてきております。したがって、今も残る長崎街道ということで、ことし予算をいただいて3回目の再編をしているんですけれども、その中でも再度見直しをして、新しく更新をしている状況でございます。そういったことで、現在も過去に引き続いて指導してまいります。

実は学習指導要領の中を見ますと、長崎街道についての記述はございません。社会科の中でも出てこないんですね。ですから、そういったことで、取り扱うとすれば総合的な学習の時間が主な時間になるかと思っておりますけれども、そういったところで取り扱いをしていきたいというふうに思っております。

ちょうどタイミングよくタイムリーに、実はことしもですけれども、佐賀県教育フェスタというのがありまして、ICTの利活用教育と佐賀を誇りに思う教育という部分がありまして、それにいわゆる長崎街道をベースにした嬉野の取り組みを資料で県のほうに提案してまいりました。そうしたところが、塩田小学校と大野原中学校が優秀賞ということでベストフォーに採用されまして、今度は12月15日にふるさと学習コンクールの優秀作品4校の中で発表することになっております。これもこの長崎街道をベースにした発表に当たるということでございますので、そういったことにつながっている状況もでございます。そういったことで、今後も嬉野市のベースとして活用していきたいと思っております。特にこの2校あたりは、大

野原小・中学校では長崎街道の要所、要所をずっと訪ねて行って、そして文化財の槐原先生に指導していただいて現場を検証しております。そういった状況で、実地検査もしながらいっているところでございますので、今後とも長崎街道については、やはりどの学校でも取り扱いをするような形での取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

御丁寧にありがとうございました。私も存じていなくて申しわけございません。もう一回勉強したいと思っております。

特に私が申し上げたいのは、そういったところを見ながら、感じながら、自分なりの夢と申しましょか、かたかわかりませんが、先人がしたように、志ですね、これを若い段階から培うというのも非常に大事じゃなかろうかなと思うわけであります。

あと、最後になりますけれども、市長が言われましたように、先日、おっしゃったんですけれども、維新博のときの会場の嬉野の日、あそこで舞踊会の皆さんが短くコンパクトに凝縮して踊りに入れながらされたことが非常に私は感激を受けました。ああいったことでPRして、そして演じた方も、特に子どもたちはあれで大きな自分なりの体験を通じた嬉野の歴史を感じたと思っておりますので、こういったことは大事にしていきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

③はよかですか。（「もう一回お願いします」と呼ぶ者あり）山下議員。

○12番（山下芳郎君）続

質問を忘れていました。

あと時間ありませんけれども、芸妓さんの稽古場ですけれども、御検討いただいていますか、どうでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

芸能組合の芸妓さんの稽古場についてでございますけれども、練習自体は今、JRバスセンターの2階を御利用されております。空き店舗を芸能組合の稽古場に利用できないかということいろいろ御提案、お尋ねもいただいているところでございますけれども、空き店舗につきましては、所有者と当事者との契約のもとで行っていただくということでありますので、両方の合意を取りつけることができれば可能ではないかというふうに考えております。

市としてどういったことができるか、今後、やはりその辺は協議をしていかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

山下議員。

**○12番（山下芳郎君）**

市長答弁されたように、バスセンターの2階の奥のところを稽古なさっておられるんですね。非常にもったいないなと思っています。芸能文化と申しましうか、非常に素晴らしい形で続けておられますので、これを表に出していただいて、観光客とか何か見ていただいて、もしくはそこで体験をするとか、そういったためにはその場所が必要なんなんですね。そういった点で、毎日とは言いませんけれども、ある程度曜日を決めるとかしながら、そういった場所が御提供できる場所があったら、お客さんも一緒に入って一つの所作と申しましうか、立ち居振る舞いと申しましうか、場合によっては着物の着つけを習うとか、男性の方は投扇興とか、そういった座敷芸なんかありましたよね。そういったところを感じながら、お互いに理解していくというのも大事じゃなからうかなと思っていますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。じゃ、市長。

**○議長（田中政司君）**

市長。

**○市長（村上大祐君）**

お答えを申し上げたいと思います。

以前、少し市としても湯ノ端座というような、私が新聞社でこの市の担当記者をしていたときにも、そういった構想も持ち上がったというような経緯も承知をしておるところでございます。そういった中でありますので、とにかく所有者の方と組合の皆様にしっかり合意をしていただいた上で、私どもとしてもそこからどのような支援ができるかということをしっかり考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

ここで、先ほど山下議員の嬉野抹茶の育成についての答弁の中で、うれしの茶振興課長より答弁の修正がございますので、これを許可いたします。うれしの茶振興課長。

**○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）**

山下議員への答弁につきまして訂正をさせていただきます。

嬉野釜炒り抹茶について、どのようにしてつくられているかということの質問に対しまして、私のほうから、製造は試験場でつくられているというふうに答弁をいたしました。私のほうが勘違いしておりました、製造につきましては、山下議員が申されましたように、県外

の施設で製造されています。

以上、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）山下議員。

○12番（山下芳郎君）

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（田中政司君）

これで山下芳郎議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

15番梶原睦也議員の発言を許します。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

皆さんこんにちは。私は嬉野市議会議員の梶原と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。嬉野市は、手話言語条例、佐賀県で一番に制定いたしまして、県のほうも制定いたしましたので、この手話が皆さんの中に浸透していくように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、質問をさせていただきます。議席番号15番、公明党の梶原でございます。傍聴席の皆様におかれましては、傍聴、まことにありがとうございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。今回は災害時における対応について、そして、選挙についての2点を質問させていただきます。

それでは、1点目の災害時における対応について質問をいたします。

最近の自然災害は想定を超える被害が当たり前のように発生し、また、それは、いつ、どこで起きてもおかしくない状況でございます。これまで災害とは無縁の地だから安心などという地域など一つもないと言っても過言ではございません。自治体における防災対策の必要性が一層求められる時代となってまいりました。災害対策基本法には、地方自治体は災害時の取り組みとして住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務があると述べられております。これまでも防災対策についてはさまざまな観点から質問をさせていただきましたが、今回は観光立市でもあり多くの観光客が訪れる嬉野市の観光客に対する防災対策についてお伺いをいたします。

さて、国内に多くの観光地を有する我が国にとりまして、観光業は主要産業となっております。政府は東京五輪、パラリンピックが開かれる2020年までに、年間の外国人観光客を4,000万人までふやすことを目標とし、観光立国の実現を目指しております。こうした中であって、9月には台風21号の上陸や北海道胆振東部地震で大きな被害が発生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内のホテルではブラックアウトによる停電等で観光客に大きな被害が出ました。とりわけ外国人観光客にとっては、多言語での災害交通避難情報が



十分でないなど、大きな課題を残す結果となってしまいました。

本市におきましても、外国人観光客は日を追うにつれ増加しております。いずれにいたしましても、日本人観光客、外国人観光客が安心して滞在できる安心・安全な嬉野の観光施策は急務でございます。

そこで、本市における観光客に対する防災対策はどのようになされているのかをお伺いいたします。

壇上におきましては、1、観光旅行者に対する避難場所、避難経路等の定めはどうなっているのか。2、外国人観光客への情報伝達に関する定めはどうなされているのか。3、安心・安全な観光都市としてのPRの必要性についてはどう考えるのかをお伺いし、以上、壇上からの質問とし、あとの質問は質問席にて行います。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

**○市長（村上大祐君）**

それでは、梶原睦也議員の御質問に対するお答えをさせていただきたいと思っております。

観光旅行者に対する避難場所、避難経路等の計画の定めについてのお尋ねでございます。

本市の地域防災計画におきましては、避難勧告等災害情報の迅速かつ確実な伝達、防災行政無線等を活用した避難情報放送、また、万が一、避難をされた場合の避難所での対応を掲げているところでございます。災害時においては、観光関連施設及び関係団体と連携をしながら、より適切な避難誘導等、災害時対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

本年7月の集中豪雨においても、山合いの旅館さんにおいては、山崩れ等がありまして避難を検討されたり、もしくは一時孤立をするというような状況も上がっております。しっかり私どももこうした教訓も生かしながら、今後の実際の対応についても考えてまいりたいというふうに考えております。

なお、平成22年に作成をいたしましたハザードマップを、本年度、土砂災害や浸水想定区域等を見直し、新たなハザードマップを作成し、各世帯に配布する予定にしております。このハザードマップを英語、韓国語及び中国語に対応したものにしていけば、外国人居住者や外国人観光客に対する安全も図ることができるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

2番目の外国人観光客への情報伝達に関する事項の定めについてのお尋ねでございます。

現在、外国人居住者及び観光客に対する情報伝達に関する具体的な手引きやマニュアル等はありません。本市の地域防災計画においては、外国人対策としては定めておるところでございますが、その方針で基本的には対応していきたいというふうに思っております。

また、現在、国等が示している訪日外国人旅行者向けの災害時初動対応マニュアルという

のも活用をしながら、情報伝達や避難所運営などの参考にしているところでございます。

人に優しいまちづくりのバリアフリーの観点から、佐賀嬉野バリアフリースターセンターが地震等の際の避難ボードを作成しておりますし、それが旅館組合加盟の旅館にも配布をされておるようであります。

県としても電話相談の窓口「どがんとしたと？」というのもございます。そういったものも活用していきながらではございますけれども、今後も外国人観光客の皆様が安心して訪れていただけるように関係団体と協議を行い、災害対応の充実に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3番目、安心・安全の観光都市としてのPRの必要性について、どう考えるかというところであります。

近年、観光地においても震災等の被害が起きたときに、安心・安全を訴えて復興を呼びかけるというようなキャンペーンも展開されているというふうに認識をしておるところでございます。そういった意味では、観光地としても安心・安全であるというPRは非常に重要なことではないかなというふうに考えております。近年、嬉野市の観光客に占める外国人の比率も増加をしておりますし、その中でも東南アジア圏からの来訪を中心に急激な伸びを見せておりますが、さらなる外国人観光客誘致のためには、受け入れ体制の整備等も必要になってきます。誰しもリスクの高い地域に旅行しようとは思いませんので、安心して安全な嬉野市をアピールしながら、そして、より多くの観光客に訪れていただくように国際性豊かな嬉野市を育て、本市の発展につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

多言語に対応したPRの必要性も十分感じておりますので、安心・安全を感じることでできる嬉野市を目指し、今後もまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、梶原睦也議員の御質問に対するお答えとさせていただきますと思います。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、今、嬉野市に訪れる観光客の推移、先日、創生総合戦略の分いただきましたので、これから数値を言わせていただきます。29年度、観光客の実績が207万1,000人と、外国人観光客が87万6,000人というふうになっております。31年度の目標としては、観光客を225万8,000人、外国人観光客を12万6,000人という数値目標を出してあります。

今現在も相当の数の観光客の方が日帰り、宿泊等含めて嬉野市を訪れているわけですが、いざ、災害があったときに、もちろん嬉野市民の方は当然それなりの対応は今までもしてきたわけですが、具体的に観光客がそういった観光をしているときに災害が起きたといった場合の計画等は、具体的にはどういうものがあるのか、この点について、外国人の観光客も一緒に含めて、そういったいざというときの対応というのはどうい

ふうに考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

今さっきのは、80万人で言んさったもんね。8万人と12万人ですよ。

○15番（梶原睦也君） 続

ああ、ごめんなさい、間違えました。

○議長（田中政司君）

ですよ。うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（井上元昭君）

そしたら、観光課ということで答弁させていただきます。

先ほど市長答弁いたしましたように、現在、国土交通省から災害初動対応マニュアルというものが出されています。これにつきましては、各旅館さんのほうに、こういったのが出ていますので参考にしてくださいということでお知らせをしているところです。これにつきましては、ホームページのほうからダウンロードできますので、それぞれの旅館さんのほうで中身を確認していただけるものと思っていますところ。

あとは、さっきお話が出ましたように、佐賀県が「どがんしたと？」ということで、コールセンターを24時間体制で行われておりますので、その活用も含めて、旅館さんのほうにはお知らせをしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

防災計画の観点からでございますけれども、まず、地域防災計画については、外国人対策について定めている条項がございますが、具体的にマニュアル化したようなところは、まだ持っておりません。

そういった中では、まず、観光旅行者の避難場所については、一般市民と同じになります。避難経路につきましては、それぞれの宿泊施設等からの安全な通行をしてもらって、避難していただくということになります。そういう避難の誘導に関しましては、やはり宿泊施設等と連携をとりながらやっていくものだと思っております。

また、ことしの3月に総務省から外国人来訪者や障がい者等の利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインというのが示されております。まだこれを具体的に市のほうで検討しておりませんが、そこに書いてある内容を検討、確認しながら、情報伝達、避難誘導の対策を定めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

わかりました。私もちょっとこの平成26年度の国土交通省の訪日外国人旅行者の安全確保のための手引きというのを見ていたんですけど、他自治体の先進事例をここに書いてあるんですよね。災害時の外国人に対応できる翻訳ボランティアの養成とか、いろいろ救急車で外国人との対応とか、こういった部分まで自治体においてつくってあったりしております。沖縄に関しましては、事業者向けの緊急マニュアルをつくっていると、そういった防災計画先ほど各旅館さんにも、今、そういったものをしてあるということでございますけれども、具体的にいざというときにすぐ使えるような形での対応をお願いしたいと思います。

というのが、実際、九州の熊本の地震のときだったと思うんですけど、嬉野も相当揺れがありまして、避難場所を老人福祉センター、塩田のほうも保健センターで設置されましたけど、私は嬉野のほうの福祉センターのほうに行きました。そしたら、外国人の方が数名固まっていらっしゃったんですよ。私、言葉しゃべれないもんですから、大丈夫でしたか、みたいなジェスチャーでやったんですけど、怖かった、怖かったと片言の外国語で言われておりました、ちょっとどこから来たのか訪ねましたら、旅館さんにいたけれども、怖かったので旅館の案内でここまで来ましたということでありましたけれども、きちっとしたそういう対応が、いざというときにぱっとできればいいんですけども、旅館さんのほうもいざというときには、そういう災害の避難所等もすぐ対応できるような形をしっかりといかんかなと思ったりもしました。

それとあと、旅館といいながらも、旅館とかホテルにいつもいるわけではありませんので、まちに出たときにどこが避難所なのかというのも、先ほど市長のほうからも話があったと思いますけれども、そういう多言語の案内板も今後は必要ではないのかなと思うんですけど、そこら辺については、市長、いかがでしょうか。具体的にそこら辺まで対応はしていくべき、単なる観光案内板の多言語、もちろんそれも必要でしょうけれども、災害に強い観光都市という意味で行けば、そういった災害に対する緊急対応みたいな案内板も必要ではないかと思うんですけども、もちろん観光客に対する避難場所とか、先ほど案内のパンフレットみたいなのはあるとはおっしゃられていたんですけど、そこら辺について、具体的にどういうふうに進めていこうかというのをお聞きしたいんですけど。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

多言語対応で、そういった避難を促すような看板の設置等の御提案ということでござい

す。

市内見ますと、現状、日本語でもそんなに余りその手の看板はないのではないかというふうに思いますけれども、東京のほうに行けば、地震が発生したときにはここだということで、それはもう当然多言語の対応もされておりますし、海面からの水位、ここは津波が何メートルのときはこのぐらいに来ますよとか、そういったところもいろんな形で災害に対応した表示というのが、やはり首都圏直下型地震に備えた形で多数設置されているのではないかなというふうに思っております。

当市においても、まずは災害に対してどのような案内をするのが適切なのかという、そういったところからの議論を始める必要がありますし、そういった看板を設置する際には、やはり多言語対応を検討しなくてはいけないのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

ぜひ早急にそういうふうに努めていただきたいと思います。塩田においては、水害という部分でそういった対応、伝建地区もありますので、観光客もかなりの方が今後来られると思いますので、そういったときの緊急対応というのはきちっとやっていただきたいと思います。それが嬉野市のPRに当然つながってくると思うんですよね。安心できる観光地、また、市民の方も安心して暮らせる嬉野市というのを目指しているわけでございますので、この観光の部分に特化して、他自治体に特化した形で、こういう安全対策も進めていますよと、先ほど話がありましたように、バリアフリースターセンターさんが本当に力を入れて、いろいろなノウハウも持っていらっしゃるし、そういった部分で、そういうのも活用させていただいて、それがあの上で楽天のシニアの温泉の一番という、そこら辺も勝ち得たのじゃないかな、もちろんいい温泉があるからでしょうけれども、そこら辺で、ほかの自治体に特化した形のPRというのを、嬉野は安心・安全よと、来てもいろいろな形でこういうこともしていますみたいなのもどんどんPRしていけば、もっともっと嬉野市の安全意識の高い観光地というのが売りになってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますけど、市長、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言のとおり、やはり安心・安全をアピールすることは大事だというふうに

思っております。ただ、PRの仕方を間違えると、災害はあるけれども、いざというときにはといったら、あるけれどところで引っかかってしまう部分もありますので、誤ったメッセージが伝わらないように、そういった、いざというときにも安心・安全で皆さんをおもてなしますよというような、おもてなしの心を持って、そういう安心・安全対策というのをうたっていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

梶原議員。

**○15番（梶原睦也君）**

ぜひ進めていただきたいと思います。以前あったと思うんですけど、ほかの災害があったところで嬉野温泉もそういう災害避難者を受け入れるみたいなこともあったと思うんで、そういう部分でも嬉野、しっかりそういう対応をこれまでもしてきていますので、もう一段ランクを上げて、そういう取り組みをしていただきたいと思います。

続きまして、災害時における避難所や病院等でお湯飲料を提供できる災害対応型コップということで、以前、私、通常の自動販売機の災害対応型というのを提案させていただいたことがあるんですけど、それは、災害時に切りかえれば無料で中の飲料が出てくるというやつなんですけど、それも当然、業者と協定を結んでやるということでありましたけど、今回はその部分もしていただきたいんですけども、お湯が出るやつ、カップラーメンとか、ああいう形式の自動販売機でございます。

東日本大震災の経験から生まれました災害対応型のカップ式自販機というのがございます。幾つかの自治体で提携をしているわけですが、これの特徴は、災害時にお湯がないと、要するにそういう熱量がないものですからお湯がない、そういったときに、これがあればお湯とか水を提供できると。通常は、例えば、コーヒーとかも出てくるようになっているんですけど、非常時にはコーヒーじゃなくてお湯が出てくると、切りかえればお湯とか水が出てくるというようなものでございます。

東日本大震災のときの利用者の声として、飲料の支援物資というのは各方面から届いてくると、しかし、ほとんどがペットボトルで冷たいものばかりと、この温かい飲料というのがあって非常にありがたかったと、そういうお湯を沸かす設備がそういうときにはないと、これを使えばお湯がいつでも提供できるということで、非常に素晴らしいものでしたということで、こういった声も届いております。

先ほど言いましたように、非常時のスイッチを切りかえれば、飲み物は無料で提供されて、また、スイッチを切りかえればお湯とか水だけのボタンに切りかわると、こういったものでございます。こういったこともぜひ嬉野市として、その前段の災害時の自動販売機の無料になるやつとか、そういう協定を結んで、そういったことも取り組んでいくべきだと思います。

けど、市長、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御提案の紙カップ式の自動販売機、随分、数が減ったなというふうなのが正直な印象でございますけれども、これにつきましては、電気と水が通っていれば活用ができるわけでありまして、乳児の粉ミルクであったり、あとはアルファ米も水でもできんことはなかですけど、お湯のほうが早く戻せるということで、いろんな形で非常時においては、そういったお湯の確保というのは大事になってくるというふうに思っております。

気になる点としましては、そうした通常の自動販売機と異なって、この辺の衛生面の問題等も出てくるのではないかなというふうに思っております。そういった意味では、保健所の許可が必要になるかと思いますが、実際、災害の現場では活用しておりますので、その辺は今後、検討していく必要があるのではないかと考えておりまして、病院の中に設置をしているものにつきましては、その施設の管理者の中で検討をいただくということになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

現実に実際もう使われているわけでございますので、そこら辺の分は当然クリアできるから使われているわけで、この宮城県の6カ所の避難所では計8台、延べ127日間で35万杯の飲料が提供されたという実績もありますので、この辺もしっかり研究していただいて、取り組めるものは取り組んでいただきたいと思います。

そして次に、私たち公明党がことしの4月から6月までの3カ月間で100万人のアンケートという調査をやりました。その中で、女性や子どもの防災備品を設置してほしいとの意見が寄せられ、その中で提案させていただきたいのが、先ほどはお湯と言いましたけど、乳幼児の液体ミルク、先日、新聞にも載ったと思うんですけど、液体ミルクの導入でございます。災害時にどんなに食料や水があっても、乳児に与えることはできないということですよね。肝心なお母さんたちは、災害の精神的ショックで母乳も出にくくなっていると、そういったこともあります。その子どもの命をつなぐのはミルクなわけですよね。非常に大事なものでございます。

粉ミルクがあれば、もちろんお湯とか哺乳瓶を消毒したりとかありますよね、ミルトンやったかな、ちょっと忘れちゃったけど、そういうものがありますよね。そういうのを使って

やらないといけないんですけど、非常時にはそういうのも手に入らないということで、先ほどこれでお湯がというものがありましたけど、また別の意味で、そういう粉ミルクじゃなくて液体ミルクというのがございます。そういったものが、今回の北海道地震でも入手困難で、それを提供されたと。熊本地震の際にはフィンランド製が支援物資として提供されたと、こういう実績があります。

今回、日本も国内産の液体ミルクができました。これを災害の備蓄としておけばどうだろうかというふうなことで、今、進んでおりますけれども、本市におきましても、ちょっと考え方として、そういったものも必要じゃないかなと思うんですけど、市長、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えを申し上げたいと思います。

液体ミルクの有用性については、私も非常にいいものだというふうに認識をしておるところでございます。議員御発言のとおり、災害のストレスで母乳が出ないということになれば、赤ちゃんの命をつなぐ大事な物資にもなるかというふうにも思いますし、何よりそういった手間、お湯の確保とか、そういったところも必要なくなるという点で、やはりその辺は前向きに検討しなくてはいけないというふうに思っております。

ただ、国内での製造、販売というのは可能にはなったわけではありますけれども、まだ国内メーカーが液体ミルクをつくるというような状況に至るまでには、しばらくちょっと時間がかかるのではないかなというふうに思っております。輸入ということになると、日本の食品衛生基準法にも少し引っかかるものもあるのかという、そういう報道もありますので、慎重な検討も必要になってくるというふうな状況であります。

あとは価格面ですね、そしてまた、管理する、備蓄ということになれば、やはり保管期限というの大きなネックになってこようかというふうにも思っておりますので、さまざまやはりその辺は慎重に検討しなくてはいけないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

当然、そういうことですよ。先ほど液体ミルクについては質問いたしましたけれども、県のほうでも同じような質問をしているんですけども、そのときの答弁が、県のほうでも今、私みたいに公明党議員ですけれども、こういったことを県のほうに提案いたしました。そのときに危機管理報道局長のほうから、こういった答弁があります。母親の負担軽減とい



うことでは、災害時に有用と考えておりますと、本県におきましても——佐賀県ですね——佐賀県におきましても、災害備蓄としての導入について、今後、市町とも協議をしてまいりたいと思います。なお、先ほど市長がおっしゃったように、賞味期限が短いということも聞いておりますので、災害時に県と協定を締結している流通事業者を通じて、必要なときに調達できる仕組みもあわせて検討していきたいということで、各市町としっかり連携していくということを述べられておりますので、県とこういったことも連携しながら、ぜひ本市でも、本市で備蓄するというのではなくて、県のほうに備蓄して、いざというときはぱっと対応できる体制さえつくっておけば、嬉野市の備蓄倉庫に入れておく必要は基本的にはないわけでございますので、そういったことも、ぜひ緊急時の対応としては取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、再度、もう一度お伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言のとおり、県ともしっかり連携をとっていきながら物資の確保というのは、これは液体ミルクに限った話じゃないのかもしれませんが、やっていくべきだろうというふうにも思っておりますし、必要ということであれば、私ども市としてもパートナーとなる企業さんと連携協定を結ぶということも視野に入れながら、一番いい形で安心・安全という実現に向けて、その辺ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。いつも言いますが、本当に行政として取り組む、一番弱い立場の人にどれだけ対応するのかというのが大事だと思いますので、こういったことは、普通は目に届かないところでありますけれども、こういったところをしっかりと市としても目を向けて、こればかりじゃありませんけれども、やっていただきたいと要望しておきます。

じゃ、次に移りたいと思っております。

選挙についてでございます。

資料をいただきました。嬉野市になってからの選挙でございます。今まで市長選挙、市議会議員選挙、知事選、参議院選、国政の選挙と、全部で21回行われております。かなり数多くありますので、我々の市議会議員選挙をちょっと例にとって申させていただきますと、一番最初の平成18年の市議会議員選挙での投票率が77.25%と、これが最高でございます。2

回目が76.35%、3回目が72.34%で、最後のこの前の選挙が70.51%と、わずかではありますけれども、どんどん下がってきているということでございます。

ちなみに、最高が今言いました平成18年の77.25%ですけれども、ワースト1位が、これは選挙の中身が違いますけれども、平成23年に行われた佐賀県知事選挙が44.59%と、かなり低いわけでございます。今回、50%以上をとということでもありますけれども、この辺はどういうふうになるかわかりませんが、こういったことで、投票率がどんどん落ちているという状況でございます。

こういった投票率が落ちているということに対して、これ、市長に聞いていいとですかね。ちょっと違うですかね。どがんですかね。選挙管理委員会事務局長のほうから、この落ちているということについて、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

**○議長（田中政司君）**

選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）**

お答えいたします。

投票率につきましては、議員のほうから述べていただきましたので、この傾向についてでございますけれども、まず、どんどん低くなってきているというのは、若干、高齢化の影響もあるのではないかと考えておりますが、それはわずかなものかもしれませんけれども、やはり若年層の投票率が低いというところに一因があるのではないかと考えております。

ちょっと一例を申し上げますと、平成29年10月に行われました第48回の衆議院議員総選挙におきましての投票率でございますが、10歳代が40.49%、20歳代が33.85%、30歳代が44.75%という投票率が総務省のほうから発表されております。

ちなみに全年代の投票率では53.68%でございますけれども、この若者の投票率が低いという原因でございますけれども、やはり若者の政治に関する意識が希薄ではないのかなと考えております。政治をよく知らないということなど、政治社会とのかかわり、若者が非常に薄いというのも危惧しておるところでございます。これらが投票率の低さにつながっているのではないかと分析しております。

18歳までに選挙権が下がりましたので、18歳になったら選挙に行ってみると、選挙に行くことで、これが社会的マナーと実感できるように、そういったような主権者教育ができていければ、若者についても投票についての行動が根づいていくのではないかと考えております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

梶原議員。

**○15番（梶原睦也君）**

今、若年層の投票率が低いというお話がありましたけど、ここら辺の対応というのは、どういふふうにされているのかという部分と、それから、18歳選挙権が導入されて、その18歳から20歳までの選挙権、今度新たに付与された方の選挙に対する動向というか、そういうのはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、若年層に対する対策でございますけれども、18歳というと高校生が主に有権者になってこられたわけでございますけれども、市内につきましては、県立高校が2校ございます。そこにつきましては、市のほうからもアプローチをいたしましたけれども、やはり県立高校であるということで、県の選管からのいろいろな提案でされているというのがあります。

高校に関しましては、うちの投票箱とか記載台、こういったものを生徒会選挙とかに使われておりますので、実際そういったものの体験をしていただくように貸し出しは行っております。

それから、18歳、19歳の投票率でございますけれども、これが市の選挙のほうでは集計をしておりますので、その数字は持っておりませんが、印象としましては、高校生のほうは、意外に18歳とかは来ていただくんですけど、やはりそれ以上、20歳を超えたら、逆に就職されたら投票率が少し下がっているのではないかなと思っております。

あと、啓発につきましては、今年度につきましては、成人式のときに配るパンフレットの中に、選挙に行きましょうというようなチラシを入れて啓発を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、要するに若年層の傾向とかというのはわからないということでありますけど、年齢別の投票というのは、多分ですけど、国政はとっているんですかね。地方選、何かとる場合ととらない場合とあるじゃないですか。そこら辺について、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

国政選挙については、とられていますけど、これもモデル地区を指定して、そこの集約を行うということで、これが選挙の投票につきましては、集計するには投票に来られました入場券に基づいて、それを手集計するしか方法がないので、そこまでの手間はかけていないということで、市等の選挙については統計をとっていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

ちょっと確認ですけれども、モデルケースになった場合だけとるということで捉えていいんですか。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

そのとおりでございます。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

わかりました。そしたら、期日前投票に行きたいと思います。

期日前投票、これも資料からですけれども、先ほど言いました市議会議員選挙だけで行きます。市議会議員選挙の平成18年の一番しょっぱなの選挙で、期日前投票率が8.02%、これからスタートしているんですよ。1回目、8.02%、2回目の市議会議員選挙で13.01%、若干ふえています。3回目で16%ですね。わずかずつふえてきておりまして、今回の市議会議員選挙、21.46%、一気にふえてきております。

やっぱり投票率が低い中で、期待できるのはこの期日前投票、各候補者、みんな期日前にかなり力を入れているわけですが、この期日前投票ということで、伸びてきているんですけれども、こちら辺について、選管として今後、この期日前投票についてはどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

この期日前投票ですけれども、制度ができてから随分たって、市民のほうにも期日前制度というのが根づいてきたのが、投票率が上がっている原因だと思っております。

現状、嬉野市におきましては、期日前投票所を塩田の中央公民館と嬉野庁舎、2カ所を8

時半から夜8時まであけております。2カ所あけていることによって、やはり期日前投票にはどちらの投票所でも行けるということですので、そういったところで多く利用していただいております。

この期日前投票につきましては、現状の投票所を維持しながら、投票率のアップに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

先ほどおっしゃったように、塩田と嬉野は、今、両方ともできるんですよね。これ、私、平成22年のときに、嬉野と塩田が別々になっているんで一本化できないだろうかと質問させていただいて、これ、できたんですけれども、このときにはやっぱりなりすましか、いろんなことがあるんでとかいうことがありましたけど、投票しやすいような環境をつくっていくというのが非常に大事なことで、今、嬉野と塩田両方、どこでもできるようになってからは、病院に行った帰りとか、塩田の方が医療センターに来た帰りに投票するとかできるわけですよね。やっぱりこういう環境を整えていくというのが、もちろん公選法がありますので、そこを乗り越えてはできないでしょうけれども、できる限りそういう環境づくりはやっていくべきだなと思っております。

そういう中で、先ほどおっしゃった期日前投票の若年層とかという対応とか、いろいろありましたけれども、この期日前投票に関しては、特に高齢者の方が非常に戸惑うというのが、以前、副市長にもかなりこの質問をさせていただきましたけれども、戸惑うと、そういう中で、以前、副市長が総務部長のときに質問しましたけれども、その当時、宣誓書、要するに今、入場券が送ってきますよね。その後ろに宣誓書を一緒につけた投票入場券というのが他自治体であるんですけれども、そういうのを嬉野市でぜひ取り組んでほしいということで提案したとき、なかなか厳しいということで、私、そしたら、とりあえずホームページで宣誓書をダウンロードできるようにできないかという提案をさせていただきました。

今、ダウンロードできています。ダウンロードできて、何でこれを言うのかといたら、期日前投票所に行って宣誓書を書かないといけないんですね、職員さんたちの前で。高齢者の人とか、ちょっと気持ちが弱い人というのは、そこで物すごく震えて、それがネックで期日前投票に行きたくないというような方もいらっしゃると思います。投票をスムーズにするという意味での今からの動きですので、そういった中で、宣誓書を入場券の後ろにということをしてほしいと、そのときに総務部長——副市長に言いましたら、そのときになりすまし等もあるからというような話をされた記憶がありますけれども、ごめんなさいね、それはもう一つ前でした。このときにおっしゃったのは、池田選挙管理委員会事務局長は、実は入場券につき

まして、今、個別にはがき方式で送付しているわけですが、それを世帯方式に変えたいというふうには考えていると。はがきの圧着方式ですと、裏面のほうに入場券の印刷ができるんですけども、世帯でまとめていきますと、どうしてもそれができないことによって云々かんぬんで、予算がかかるということで答弁がございました。

予算がかかるということでもありますけれども、単純に、今、カードで送ってきていますよね。1枚ずつで破るやつですね。あれじゃなくて、普通にはがきにして、はがきでもなんでもいいですけど、ハガキ大の大きさでもいいですけど、今のカードでは後ろに宣誓書を刷り込むというのがちょっと厳しいということでもありますので、もうちょっと大き目にして、世帯ごとに入れれば、郵送料というのは1回なわけですので、こういった形のものというのはいらないのでしょうか。言っている意味わかりますか。ちょっと自分でも何を言いよっかわからなくなりましたけど、わかりますか。ちょっとこれ、答弁お願いします。

**○議長（田中政司君）**

選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）**

お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、近隣の自治体におきましては、入場券をはがき大にしまして、裏面について宣誓書を書くというのを取り入れられているところがございます。予算と手間の問題ですけれども、その方式にした場合、1人1枚のはがきで入場券と宣誓書ということになりまして、全部個人ごとに送りますと郵送料もかかるということと、封筒に入れた場合というのと、それだけの手間がかかるということで、実際、選挙人名簿の登録から選挙の告示につきましては、全部入場券を印刷してする時間が、余り時間もありませんので、ちょっと大変な作業にもなってくるということも考えまして、今のところ、まだ切り取り方式の入場券としております。

ただし、宣誓書につきましては、以前に比べて大分書きやすくなっております。丸をつけるだけであったりとか、そういう改善をしておりますので、そんなにそこで宣誓書を書く時間は費やせないというふうにも工夫をしておりますので、今のところ、そういった状況で行きたいというふうに思っております。

**○議長（田中政司君）**

梶原議員。

**○15番（梶原睦也君）**

ぜひ何とかしてほしいなという、もう3回目もやっていますけれども、要するに、できないことはないと思っているんですよね。今のカードのをちょっと大きくして、後ろに名前とあれを書くだけですので、できないことはないと思うんですけど、手間かからんような形ですよ。もちろんはがきを1枚1枚送れというのは、もうそれは費用がかかるということで

理解できますけど、世帯ごとにすることによって、送料は一緒ですよ。その世帯ごとに送る中身の様式の問題だけです。今のカードの大きさのをもうちょっと大きくすれば済むだけの話、何でできないのかなといつも思うんですけど、わかりました、とにかくそれは努力していただきたいと。

もう一点、何でこれを言うのかということ、先ほど言いましたように、高齢者等は自分の家で書いて、もうそこで投票、もうあれなくても投票できるようになればいいんですけども、ある意味、今までの不在者投票とは全く趣旨が違うんですね、期日前投票というのは。不在者投票と期日前、全く違うので、ここら辺でいけば、期日前投票はもう普通の投票とほとんどもう一体みたいになってきているんで、いずれ宣誓書も要らなくなるんじゃないかなとは思うんですけども、今は宣誓書が要りますので、そこを何とかクリアする方法がないのかなと思って、いつも質問させていただいております。

百歩譲って、事前にダウンロードできるようになりました。あそこまで行って書かなくても、今、嬉野市はホームページ上に載っていますので、宣誓書をダウンロードします。しかし、先ほど高齢者の方ということであれば、そんなの使わないですよ。ダウンロードしてとか、わからないわけですよ。我々でも、ダウンロードどこにあるかなとホームページの中で探すのを苦労するぐらいの、それももうちょっとわかりやすく、ホームページを見ればわかるようにしてほしいんですけども、百歩譲って、武雄市では回覧板にこれを入れて各世帯に宣誓書を配られます。そしたら、わざわざ高齢者がダウンロードする必要ないわけですよ。各世帯にこれが行きますので。それに書いて持っていく、せめてここまではできないかと。できますよね、お願いします。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

今、武雄市の事例を申されました。回覧板で宣誓書をということでございますので、それは有効な方法ではないかとも考えますので、この辺につきましては、選挙管理委員会のほうに諮らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

ぜひできるところから一步ずつやっていただきたいと思います。

では、もう一点、ちょっと書いていませんけれども、投票所の件ですけれども、投票所で障がい者の方とか、車椅子で来られたときとか、高齢者の方の対応とか、そういった介添的な部分というのはどのようになっているんですかね。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、投票所につきましては、全ての投票所に車椅子は用意しております。スロープも今は全部あると思います。歩行等が困難な方につきましては、そこに従事している選管の事務の者が介添を行いまして、記載台まで案内するとか、場合によっては代理投票、手足が不自由な方については代理投票を行っていただくということで対応をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

ちょっとできるか、できないか、公選法絡むのでわからないんですけど、そういったときに介添を、こちらのほうから見ていてちょっと厳しいなというときに声かけていただいて、介添しましょうかみたいな声かけというのは可能なんですか。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

受付のほうで、そういうことがあれば、本人さんからの申し出があれば可能でありますし、何かお手伝い、代理投票必要ではないですかというお声かけはできるようになっておりますので、実際は行っております。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

ということであれば、ちょっと以前そういう部分で悩まれた方もいらっしゃるって、その話を聞いたもんですから、やっぱり介添というか、気づけばぱっと対応できるような、そういう職員さんたちの意識づけも、ぜひ欲しいなと要望しておきます。

あと、子ども連れの方は、子どもさんとの同伴はどうでしたかね。



○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

これについても、法令のほうが改正になりまして、18歳未満の子どもについても、投票所の中に入れるということに改正になって、来られるようになっております。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

わかりました。先ほどの期日前の分も含めて、全て含めてですけれども、投票に来られた方がスムーズに投票できるように、やっぱり緊張して来られるんですね。いろいろな思いを持ってこられますので、そういったことで対応を、ぜひスムーズな対応が行くような形で配慮もしていただきたいと要望しておきたいと思います。

そしたら、最後の質問をさせていただきます。

先ほどから高齢者の部分、また、若年層の部分も話しましたけれども、若い人の、特に18歳選挙権ができて、こういった政治に対する思いを、そこにかかわっていくということによって、こういう政治が大事なんだということも知っていただくと、1票が大事なんだというのを知っていただくという意味で、他自治体のことでありますけれども、投票所のお手伝いのアルバイトを18歳以上、私は18歳以上と書いていますけど、調べましたら高校生のアルバイトを採用しているところもあるんですね。そういう政治に対する意識づけというのに早いうちからかかわっていくことによって、投票は大事なんだという意味で、岩手県の一関市では、若者30人を投票所のアルバイトとして来ていただくと。このうち、これびっくりしたんですけれども、15歳から17歳が11人と、18歳から22歳が19人の計30人でアルバイトをしていただくと。このうち9人が高校生と。有権者の誘導や投票用紙の交付等が主な仕事で云々かんぬんと、投票業務に従事する市職員の数は変わらないと、ここはですね、この部分については変わらないということで、あくまでもこういった経験をさせていくことによって若い人の投票率を上げていくという取り組みをされております。私は通告書では18歳以上のアルバイトの要員は考えられないかと書いておりますけど、ここら辺について対応はできないか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

まず、アルバイトに関しましては、ハローワーク等に求人募集をしていますので、選挙事

務に関して応募していただければ、それで雇用して、期間中の事務になりますけど、全体を通してですけれども、そういうところではできるようにはなっております。

ただし、若者、高校生が中心ということでございますので、高校生に関しましては、やはり学校の授業の都合等もございますし、学校の方針、アルバイト禁止だったり、そういったところの方針等もあるところもあると思いますので、そういった面につきましては、学校のほうともよく協議をしていかないといけないと思います。

あと、先ほど一関市の例とかも御紹介いただきましたけれども、投票所について、実際雰囲気を経験してもらうというのは、非常に貴重な体験になると思いますので、いいことだと思いますけれども、そこで当日の投票所なんか1日ずっと張りつくというのも、なかなか大変なことではないかと思っておりますので、アルバイトではなくて、体験のボランティアとか、そういったものが検討できないかなと、そういったところで、やっぱり高校側との協議が必要になってきますので、できるだけ若い方にも選挙の雰囲気を味わっていただくというようなことは考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、先ほど話の中で、募集はかけているということで、年齢的な部分の区切りというのは、別にないんでしょうか。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

一応、18歳以上で募集はかけております。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、多分今、ある程度の高齢の方がほとんどかどうか、ちょっとわかりませんが、具体的にですね、若い層みたいところに、18歳から、若い方にアピールするみたいな募集の仕方というのができないのか、どうでしょうか。

○議長（田中政司君）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（永江松吾君）

お答えいたします。

臨時職員の募集に関しましては、ハローワークを通じて行っております。年齢制限での求

人募集というのができないことになっておりますので、そこについては御了承いただきたい  
と思います。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

わかりました。いろいろ先進事例を勉強されて取り組んでいただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

これで梶原睦也議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

2番諸上栄大議員の発言を許します。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

皆さんこんにちは。議席番号2番諸上栄大でございます。午前中の先輩議員におかれましては、手話で自己紹介をされたわけでございますが、私、まだ1年生でございますので、手話に関してはさらに研さんを積んで、自己紹介ができるように頑張っていきたい所存でございます。

議長より発言許可をいただきましたので、ただいまより通告書に沿って一般質問を行わせていただきます。

本日より12月21日金曜日までの10日間にわたり、冬の交通安全県民運動が始まりました。早朝より関係機関の皆様方におかれましては交差点等に立っていただき、子どもたち、また、歩行者を守る交通安全運動を行ってもらい、大変お疲れさまでございます。

平成30年度佐賀県交通安全県民運動実施計画を見ますと、「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」を年間統一スローガンとして、追突事故の防止、子どもと高齢者の交通事故防止、道路横断中の交通事故の根絶、原則ハイビームによる夜間交通事故防止、飲酒運転の根絶、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、自転車安全利用の推進の7項目を重点推進事項と定め、取り組まれております。

私も微力ながら交通安全県民運動に協力させていただき、「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」の周知、意識の向上に向けて取り組んでいきたいと思っている次第でございます。

さて、前置きが少々長くなりましたが、今回の一般質問において、大きく4項目の質問をさせていただきます。

1点目は障がい者福祉について、2点目に小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業について、3点目に在宅介護支援センター事業に関して、そして、最後にみまもりネットワーク事業に関しての質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、最初の質問でございますが、身体障がい者補装具費について、また、日常生活用具給付事業に関してお伺いたします。

その中で、身体障がい者補装具給付事業と日常生活用具等給付事業の内容、現在の状況、また、課題などについて質問をいたします。

あとの質問につきましては質問者席にて行います。

#### ○議長（田中政司君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

#### ○市長（村上大祐君）

それでは、諸上栄大議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

身体障がい者補装具給付事業と日常生活用具等給付事業の内容、そして、現在の状況、課題というお尋ねでございます。

身体障がい者補装具給付事業については、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替する用具について、購入または修理に要した費用を支給する事業でございます。

平成29年度の実績といたしましては、購入は車椅子が2件、装具が5件、座位保持装置1件、そして、つえ2件、補聴器12件及び義肢3件でございます。また、修理といたしましては、車椅子が16件、装具が1件、そして、補聴器が5件及び義肢4件となっております。

次に、日常生活用具等給付事業についてでございますが、こちらのほうは、日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業でございます。

平成29年度の実績につきましては、入浴補助用具が1件、それから、頭部保護帽が2件、T字状と棒状のつえが2件、聴覚障がい者用屋内信号装置が1件、電動式たん吸引器が1件、音声体温計が1件、音声体重計が1件、携帯用会話補助装置が1件、情報・通信支援用具が2件、視覚障がい者用ポータブルレコーダーが1件、音声（触読）時計が1件、人工咽頭が1件、ストーマ装具184件及び紙おむつが35件となっております。

課題といたしましては、日常生活用具給付については、本事業が地域生活支援事業として、障がい者及び障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業となっております。このことから、交付基準額や対象品目は市町ごとに要綱で定めておまして、近隣の市町では交付基準額や対象品目が異なっていることや、当事者団体からの要望による対象品目の追加があった場合の要綱

の整備というのが課題になっておるところでございます。

以上、諸上栄大議員の御質問に対するお答えとさせていただきますと思います。

**○議長（田中政司君）**

諸上議員。

**○2番（諸上栄大君）**

先ほど市長の答弁の中で、障がい者の補装具並びに日常生活用具の現状、利用の状況、それと課題云々に関して答弁をいただきました。

この障がい者制度におきまして、若干複雑な点があるかとは思いますが、担当課に再度確認をさせていただきますが、先ほど市長の答弁の中にありましたように、現在、障がい者に対する福祉基金、このシステムにおいて、サービスの支援体系、補装具と日常生活等給付事業がありますが、その内容を若干整理して御説明いただけたらと思っております。お願いします。（「もう一回、質問をお願いします」と呼ぶ者あり）

すみません。障がい者補装具給付事業、また、日常生活用具給付事業、これは障がい者の方に対して用具を給付するというような大きなくくりではそういうサービスになると思えますけれども、その背景には地域支援事業があったりだとかするかとは思いますがけれども、その辺のもう一回整理した内容で御説明をいただけたらと思います。申しわけございません。

**○議長（田中政司君）**

福祉課長。

**○福祉課長（諸井和広君）**

お答え申し上げます。

先ほど市長も申された事業の内容について、再度お答えすることになるかと思えますけれども、まず、身体障がい者補装具給付事業についてでございますが、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代がえる用具について、購入または修理に要した費用を支給する事業でございます。具体的に言えば、コルセットとか、装置とか、つえ、補聴器、義肢などを給付、修理する事業でございます。

一方、日常生活用具等給付事業でございますけれども、日常生活上の便宜を図るために障がい者等に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業でございます。具体的に言えば、入浴補助用具とか、頭部保護帽、つえ、たんの吸引器とか、いろいろな道具がございます。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

諸上議員。

**○2番（諸上栄大君）**

説明を再度お願いしたというのは、私もこの障がい者制度に関していろいろ調べるに当

たつて、福祉用具と日常生活用具の給付の違いが、じゃ、どんなものがあるのかなということに関して疑問を持ったもので、再度説明をいただいた次第です。丁寧な答弁ありがとうございます。

先ほど市長並びに担当課長のほうからもありましたように、日常生活用具等給付事業に関しては、生活支援事業の中の一環の事業としてサービス提供をされていらっしゃるという状況で私は理解していると思います。

また、身体障がい者福祉事業とは、障がいサービス体系事業の一環として事業を遂行されている状況だと理解しておりますが、再度確認ですけれども、その理解で間違いはないか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

議員が申されるとおりでございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。

では、それぞれの事業に関しては、先ほど答弁の中にもあったかと思いますが、利用者の負担が発生すると思いますが、その利用者負担の状況、これに関しては現在どのようになっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

補装具の支給及び日常生活用具の給付に関しましては、原則として用具費の1割負担という形になっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

原則として1割負担になっているという状況ですね。

すみません。これに関して、市町村民税非課税世帯に対する減免、そういった特例と申しますか、そういう対応等はなされていないのかの確認をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

今のところ、減免措置はございませんけれども、所得に応じて月の上限額が決められているというところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中野哲也君）

補装具について補足の説明をいたします。

生活保護世帯はゼロ円、市町村民税非課税世帯もゼロ円、それと一般世帯の課税世帯においては3万7,200円が上限とされております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

原則1割となっている状況なんです、生活保護世帯、また、一般家庭においては上限等が決まっているという状況で説明していただきました。

先ほど市長の一番最初の答弁の中で、利用の状況に関して、詳しく件数、あるいは補装具ないし日常生活用具の品目に関して実績のほうも御説明をいただいたわけなんですけれども、実際、日常生活用具の給付や補装具の支給をされた後、これに関してモニタリング、果たして利用が対象者にとっていいものなのかどうなのか、この評価等々がどのようにされているのか、ちょっと気になる場所ですけれども、その辺に関してわかる範囲で御説明をいただけたらと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

手元の資料にモニタリングをしたという状況もございませんし、そのデータもございませんので、今、ここでお答えすることはできませんけれども、私どもが聞いている状況にありましては、不満が出た場合には、その都度修理とかいうことで対応しているという形でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

実際給付されてみて、あるいは用具の給付をされてみて、モニタリング、使用状況の確認等はデータがないということですが、その都度修理、あるいはそういうことがあったときに対応していただいているという状況で、私も現状は確認できました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りながら、また答弁をいただきたいと思っておりますが、第5期障がい福祉計画書の中の第5章、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業の説明、これがかかれてあります。

この説明の中においては、この事業に関して「重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付または貸与を行います。」という記載がされております。

そこで、担当課のほうに再度確認を行いますけれども、先ほど給付についての説明はいただきましたが、貸与についての品目というのは具体的にどのようなものがあるのでしょうか、回答をお願いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答えいたします。

議員がお示しされたとおり、第5期障がい福祉計画書の中に「重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付または貸与を行います。」という記載がございます。

嬉野市障害者等に係る日常生活用具費の給付事業実施要綱というのを定めておりますけれども、その中には用具の貸与を定めておりません。ですので、計画上の「貸与を行います」という記載については、今後、要綱の改正を含めての検討課題とさせていただくということになります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。

私もこの計画を拝見した中で、貸与というのが計画の中に入っていたのが非常に気になって、先ほど所管課長のほうからもありましたように、実施要綱等も確認させていただきました。ただ、貸与というのが要綱に関しては実際なかったということで、担当課のほうからも



またこれは検討したいというような答弁でございましたので、それに期待していきたいと思います。

そしたら、再度同じような質問で恐縮なんですけれども、補装具に関して貸与、そういうふうな品目等に関しては設けてあるのか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

補装具に関して貸与という項目が設けてあるかという御質問でございますけれども、国の基準において、平成30年4月に補装具の支給に関して貸与というのが追加されております。ですので、かなり限定的ではございますけれども、貸与は認められているということで理解しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

そもそもなぜこのような質問に至ったかと申しますと、1つは、計画書の中に記載されていた。また、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、30年度の一部法改正の中で上がってきたというようなところもあるかと思います。

また、実際の現場においては、例えばですけれども、障がい児の方が歩行器や、あるいは座位保持装置、車椅子などの補装具支給を受けた場合、その際にあって、成長に伴っての短期間の交換が必要となったり、あるいは障がいの進行により短期間の利用などが想定された場合、この対応が非常に難しいのが背景にあるということも実感しておったわけなんですけれども、その辺で私なりに調べましたけれども、課長の答弁がありましたように、30年度における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の概要の中でサービスの質の向上、確保に向けた環境整備が挙げられており、その中で補装具費について、成長に伴い、短期間で取りかえる必要のある障がい児の方に貸与可能というような内容が指示されているというように私も内容を確認した次第であります。

このような状況を鑑みて、当市においても貸与の変更、あるいは追加等も検討しなければならない状況だと思っておりますが、その辺りに関しての市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言のとおり、いろんな障がいをお持ちの方の状況に応じまして、できること、できないことも含めて、いろんな形態があろうかというふうに思います。そういった意味では、一人一人に寄り添うというような基本姿勢に立てば、そうした貸与であったり、また、対象品目の追加というような形で、使い勝手のいいものにしていく努力は必要かというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ぜひともこの内容を確認していただいて、貸与という方法を検討していただければ、障がい児の方や障がい者、また、今度の障害者総合支援法の中には難病の方も含まれておりますので、その難病疾患を持たれている方々が自分の障がいの状況やレベルに応じた、しかも、それにマッチした用具が効果的に、しかも長く活用できると思います。

それに基づいて、ひょっとしたら費用に関しても抑えることもできるかと思いますが、その点に関して再度市長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えを申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。そういった意味でも、少し重ねてではありますけれども、担当課でも研究をしながら、障がい者の皆様にとって利用しやすいものにしていく努力は必要かというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

重ね重ね大変失礼しました。ありがとうございます。

では、前向きに検討していただくということでお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

今度は、日常生活用具給付事業の在宅療養支援用具について伺いますが、嬉野市の要綱の中にこの対象品目が幾らか挙げられております。

先ほど所管課長のほうよりも要綱の説明がありましたが、この中で在宅療養支援用具というくくりの中においては、ネブライザー、吸入器ですね、あとたん吸引器などの品目が挙げられております。その対象者においては、「呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害

者（児）若しくは難病患者であって、必要と認められるもの（原則学齢児以上。ただし、学齢児未満は、医師の意見書等により必要性が認められる者）」、また、たん吸引器に関しては「呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）若しくは難病患者であって、必要と認められるもの」、これもただし書きがありますが、そういう詳細が挙げられております。

担当課にお伺いしますが、このネブライザーやたん吸引器、これらの用具の動力は何でしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

実際、私はその装置を見たわけではございませんので、動力がどんなものかはちょっと存じ上げておりません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

動力——電気かどうかということやろうだい。（「電気かどうかということです」と呼ぶ者あり）市民福祉部長。

○市民福祉部長（中野哲也君）

すみません。推測の域を出ませんけれども、家庭で使用するわけですので、家庭用の電源が動力かと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。

すみません。私の質問の仕方が非常に悪かったので申しわけなかったんですけども、これらの機器においては、全て電力を使用するもの、つまり、家庭用電気で作動するというような状況である。そういう用具でございますけれども、では、停電時や災害が起こった際、果たしてこれが使用できるのかどうか。

この用具に関して補助電源等、バッテリー等の機能が具体的についているのが用具の給付品目になっているのか、そういったところ、ちょっと深いところですけども、わかる範囲で御答弁をいただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、ちょっと品目を見ていませんので、バッテリーとか補助用具がついているかどうか確認できていません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

わかりました。

質問の通告書にも挙げていますように、個々の質問項目に関する事項になっていく内容ではございますけれども、仮にバッテリー機能がついていない日常生活のそういう吸入器やたん吸引器を使用されている方、こういうふうな状況の方が日常生活によるいわゆるイレギュラー、停電等のイレギュラーが発生したときにでも、障がいを持たれている方、難病をお持ちの方が安心して継続して在宅で生活できる環境を整備するためにも、私としては提案なんですけれども、ぜひとも発電機の給付ということを検討されてみてはいかがかと思えます。

特に、難病の方に関しましては、人工呼吸器を使用して在宅で療養されている方もいらっしゃると思えます。停電時に命の危険に即さらされてしまうリスクがかなり高くなるということで考えられることもありますし、私たち健常者にとっては、復旧するまでは待つことができたりだとか、あるいは災害時には避難所で避難する方法がありますが、在宅療養者においては、電気の供給がストップになった場合に対応ができないということに関しては重要な問題だと思います。その辺について市長はどのようにお考えか、お願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

この事業自体、国の事業でありますので、真っすぐそこを対象に加えるというのは、さまざま難しい部分もあろうかとは思いますが、例えば、福祉避難所であったり、そういったところでは非常用電源の確保もしておりますので、そういったところで個人の吸引器とか、そういったものを非常用電源を通じて使っていただけるような形でのサポートはしっかりしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

ちょっと追加で申し上げたいと思いますけれども、非常用の発電機とかバッテリーに関しまして、再度担当者のほうに聞いてお答えしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。

私も現在、非常用電源の確保、この用具に関してどれくらいの市町が取り組まれているのかということもちょっと確認してみたところですが、実は武雄市におかれましては、発電機の給付に関して取り組まれていらっしゃるようでした。

武雄市の方からも、発電機の給付に関して要綱を定めたところ、いろいろほかの市町からの問い合わせもありますというような状況で説明を受けておりますので、ほかの市町の状況も参考にさせていただきながら、福祉のさらなる充実を図るために嬉野市においてもぜひとも検討していただきたいと思います。

最後に、ほかの市町の取り組みに関して、そういうふうに嬉野市でも取り組んでほしいというようなことですが、そのお考えに関して、市長、最後をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

正直、武雄市での取り組みというのは私も承知をしておりますでした。

今、担当課も申しましたけれども、しっかりその辺を調査して、実際に他市町で取り組みをされているということであれば、その辺を参考にしながら、当市でも導入ができないかということは考えたいというふうにも思うところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

では、次の質問項目に移りたいと思います。

小児慢性特定疾病児童の、これもまた日常生活用具給付等の事業に関してなんですけれども、実施要綱をちょっと私、拝見させていただきました。

その実施要綱の中の第2条のところに対象となる品目ということで、表記に関しては別添

の種目欄に掲げる用具というような表記がありましたが、実際の具体的な対象品目に関しては記載がなかったように思います。

そこで、ちょっとお聞きしますが、具体的な品目に関してどのような品目があるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口貴行君）

お答えを申し上げます。

小児慢性特定疾病の児童日常生活用具の対象品目については、18種類ございます。

この事業は県の補助事業を実施しておりますが、実際のところは国の小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱に基づく対象品目となっております。

先ほど申し上げました18種類を述べます。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻の18種類になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。

先ほど担当課のほうから具体的な品目に関して説明をしていただきましたが、障がい者の日常生活用具の給付事業に似通った品目がかかなり多かったんじゃないかなと私は聞きながら思ったわけでございます。

では、また担当課にお尋ねしますが、現在、市内において小児慢性特定疾病児童が何人ぐらいいらっしゃるのか、また、その推移等がわかればお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

申しわけありませんけれども、その小児慢性特定疾病児童の数字というのは、こちらのほうで持っておりません。

ちなみにですけれども、小児慢性特定疾病については、申請を保健福祉事務所に出されて、国が認定をされておりますので、その数字が逐一、こちらのほうに報告されているというも

のではないものですから、そこもこちらのほうでは今現在把握できておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

すみません。ちょっと私も質問の仕方が悪かったかと思えますけれども、障がい福祉計画の中の13ページに難病患者の状況という項目がありまして、「本市での特定医療費受給者証の所持者は、平成29年には235人となり、また、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は、平成29年には39人となりました。」という表記がありましたので、再度、この人数がどうなのかというところを確認したかったわけで、お伺いしたんですけれども、このことに関してはどうですか。

○議長（田中政司君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中野哲也君）

お答えいたします。

ただいま議員申されました13ページの資料につきましては、資料提供が佐賀県ということでございまして、今後、その29年以降につきましては、30年度等につきましては、また問い合わせないとわからない状況でございます。これは、この計画書策定時点での県からいただいた資料に基づく数値ということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

わかりました。そしたら、具体的な数値ははっきりしない、わからないというような状況ですかね。

それでは、小児慢性特定疾病児童の日常生活用具給付事業実施要綱がありますけれども、これの利用給付を受けられている方が実際何人いらっしゃるのかというのは把握されていますか、お願いします。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

嬉野市のほうでこの給付事業がございますけれども、18年度からの給付事業に基づく予算の執行については、平成18年度に1件、実績が車椅子の分でございます。その後は現在のと

ころまで実績はない状況です。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

平成18年度に1件と、その後は給付がないというような状況。この給付がないという状況の背景はどういったことが考えられるのでしょうか。

○議長（田中政司君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

こちらの給付事業につきましては、その支給の要件がございまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策が優先することとなっておりますので、先ほど御質問の障がい者の日常生活用具等で給付の対象となるものについては該当しないということで、こちらのほうに相談に来られても、手帳とかを取得されている方については障がい者の日常生活用具のほうが優先的になってまいりますので、そちらのほうで給付をしていただいているものと思っております。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

つまり、障がい者の日常生活用具給付事業とこの事業が重なっていて、優先的に障がい者のほうが該当するから、こっちのほうにもし相談があった場合でも、該当する方は障がい者制度のほうを利用してくださいと。そういう背景があるから実際の利用がないというような状況ですね。わかりました。理解できました。ありがとうございます。

それでは、実際、私もこの制度があって、実情としてどれくらいの利用があるのかということ疑問に思っておりました。

というのが、この流れの中でいきますと、今回、在宅における小児慢性特定疾病児童を看護されている家族の方とお会いして、生活状況等のお話をさせてもらう機会がありまして、その中で生活における心配事、困り事は何かないでしょうかというようなところを問い合わせたところ、先ほど障がい者のところでは具体的に話をお聞きしましたが、やはり医療機器を多々使っていると。特に人工呼吸器を装着して、あるいは定期的にたんを吸引しないといけない、また、ベッドも電気で作動するベッドを使用していますが、そういった中での電気の供給、これがストップした場合にやはり命の危険にさらされる。これが一番気がかりで、一番心配なことですというようなことを切に話されたのが非常に印象的でした。



そういう中で、今回障がい者の制度の中から、あるいは小児慢性特定疾病の制度の中から、日常生活用具の給付という観点から質問をさせていただいた次第でありますけれども、一番最初に私が障がい者補装具及び日常生活用具の内容及び利用状況、今後の課題、これが何ですかと市長のほうにお聞きしたところ、市長のほうからも日常生活用具の給付に関しては地域支援事業の中で市町村が取り組む枠というようなことで答弁がありました。

その中で用具の品目の見直し云々というような答弁もいただきましたので、障害者総合支援法の改定に伴ってこういう幅が広がって、利用できる幅、あるいは検討できる幅、こういったところも多々あると思いますので、具体的な品目になりますけれども、発電機の支給に関してぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

すみません。重ね重ねですけれども、最後にその件に関して市長をお願いします。

**○議長（田中政司君）**

市長。

**○市長（村上大祐君）**

お答えをしたいと思います。

その前に、私も少し認識を勘違いしておりましたけれども、日常生活用具給付事業については市町で要綱を定めることができるということで、小児慢性特定疾病のほうは国の間接事業ということになっておりますので、武雄市の事例ということでもありましたし、担当課も申しましたとおり、議員御提案でございますので、庁内で検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

諸上議員。

**○2番（諸上栄大君）**

ありがとうございます。

では、続いての質問に移りたいと思います。

在宅介護支援センター事業についてお尋ねをします。

通告書には、市のホームページの中で高齢者、また介護において、高齢者の介護などの相談窓口として在宅介護支援センターに関して紹介されていると。そこで、在宅介護支援センターの事業はどのようなものがあるのかということでお伺いをしたいと思います。

**○議長（田中政司君）**

福祉課長。

**○福祉課長（諸井和広君）**

お答え申し上げます。

在宅介護支援センター等というふうにホームページにはあったと思いますけれども、現在

のところ、地域包括支援センターが3カ所、それと在宅介護支援センターというのが各民間のほうに3カ所ございますけれども、それぞれの業務ということですが、どちらも高齢者の総合相談、支援という点では一緒でございますけれども、地域包括支援センターのほうが多い多くて、要介護状態にある者を含めた困難事例への対応、ケアマネ支援、権利擁護、虐待への対応と要支援、事業対象者へのプラン作成等が含まれております。

もともと在宅介護支援センターというのはそういうふうな業務を行っていたわけなんですけれども、今は地域包括支援センターのほうにその業務が移っておりますので、3カ所ございますが、今となっては地域包括支援センターの窓口的な役割を果たしているというふうに言えると思います。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

ありがとうございます。

地域包括支援センターの窓口的な業務というか、この要綱を見ても、地域包括支援センターのブランチ業務に関することというようなことも書いてありましたので、そのようなことかなと答弁を聞きながら理解させていただきました。

これはすみません。質問項目1番に、今年度より地域包括支援センターが増設され、福祉の総合相談窓口となっている状況だが、地域包括支援センターの情報提供も行うべきではないかというような質問をさせてもらっております。

不思議なことに、市のホームページが在宅介護支援センターから急遽、地域包括支援センターの紹介になっていたということを感じましたけれども、この件に関して、いつ更新されたのか、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、内容が変わっております。というのは、議員がお尋ねになったところで間違いを発見しましたので、早急に修正をさせていただきました。

以上、お答えします。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

私も多分そうじゃなかかにかにゃと思ったところでございますけれども、これは通告書が出て

から更新をしたと。支援センター事業が1カ所から3カ所になったということは、藤津鹿島地区介護保険事業圏内において我が嬉野市が初めて取り組んだ状況で、ほかの市町からも、うわっ、嬉野はやりよるねと、やっぱり地域包括支援センターを3カ所にふやして、地域包括支援システムを構築するために力を入れよんしゃるねと思われる唯一のアピールの場だったんじゃないかなと思っておりますが、それが実際質問させてもらったところ、気づいていただいて、今現在、12月になっておりますけれども、これは私が質問せんかったらどういふふうな状況になっていたのかとちょっと危惧するところも正直ございますけれども、この辺に関してちょっと市長、どのような御見解か、お願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、地域包括支援センターを3カ所に設けると、本当にきめ細やかなサービスができる。もう少しそこはPRするべきところをその機会を逸していたということ、まことに申しわけございませんというふうに申し上げて、そこは率直におわびをしながら、今後、PRに努めてまいりたいというふうにも考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

確かに地域包括支援センターを1カ所から3カ所に増設したというのは、杵藤広域圏内においても、我が市において一番先駆的に取り組んだ事業でありますので、ぜひともそういうホットな情報に関しては随時更新をしていただいて、市民の方あるいは関係機関、皆様方に周知ができるような配慮をしていただきたいと思いますと思っております。

そういうことを願いながら、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問になりますが、みまもりネットワーク事業に関してです。

みまもりネットワーク事業に関して伺います。

このみまもりネットワーク事業の事業内容に関して教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

嬉野市みまもりネットワーク事業についてお尋ねであったと思います。

この事業は、嬉野市と共同事業者が相互に連携して嬉野市内に在住している市民の見守り

活動を行い、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指すものでございまして、平成24年8月1日より県内初の取り組みということで、市内の各新聞販売店と協定を結んでおります。また、平成25年度には第2回目、第3回目、平成27年度には第4回目と調印式をとり行い、今年度までに18カ所の事業所と協定を結んでおりました。今年度また新たに、11月7日に2事業所と協定を結びまして、合計20事業所と協定を結んでおることになります。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

現在、そのみまもりネットワークの協定を結ばれた事業所についての経過と、実際11月7日、これを終えて、20事業所と協定を結ばれている状況であると説明を受けましたが、この具体的な内容に関してなんですけれども、協定を結んだ事業所が定期的に訪問される中で、実際急変が起こった方、そういう方々を発見して、市ないしはほかの関係機関に取り次ぐというようなものが趣旨じゃないかと思いますが、平成24年8月に最初に協定を結ばれて現在までそういうふうな事案は発生しているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

みまもりネットワーク事業の実績ということをお尋ねになったと思いますけれども、現在まで事例は1件だけでございます。

事業通報者は電力会社でございまして、その方は認知症でございまして、ちょっと認知症がひどくなって、部屋の中で石油ストーブの不完全燃焼であったため、業者に依頼したところ、全身すすだらけの状況で発見されたということを九電の方が見つけになったという事例がございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

事業の実績に関しては1件というような状況で、本当にその事案に関しては早期に発見していただいてよかった事案じゃないかなとは思いますが、質問の通告書にも挙げているように、事業者に対して協定を結んでいって、その内容は事業者のほうも理解されているんですけども、定期的に集まった研修会とか、そういう情報交換の場というのは現状で開催されているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

現在まで20の事業所と締結しておりますけれども、定期的な研修や情報交換は行っていない状況でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、やはり情報交換の場があるのとないのとしたら、かなりまた見守り体制の強化云々につながる次のステップに展開できることだと私は思っているんですけども、例えば、嬉野市のほうが今年10月から高齢者見守りネットワーク事業というのを実施されたと思います。

実際、これはQRコードをつけて、徘徊される高齢者を発見した場合にはQRコードを読み取って連絡してくださいというような見守りシステムの強化の一環となるすばらしいシステムだと思いますけれども、こういうシステムを、せっかく見守りの事業所がある中で情報を共有していたほうがさらなる見守り体系の強化につながると私は思うんですけども、その辺の考え方に関して担当課のほうはどのように思いますか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

10月から見守りシール事業を始めているわけなんですけれども、確かに議員申されるとおり、みまもりネットワーク事業と見守りシール事業を融合させて、より強化な見守り体制を図ることができればいいというふうに思います。

それで、今後は業者と行政とが一緒になって、情報交換とか定期的な研修会なんかも開いていきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

それともう一つ、つけ加えてなんですけれども、やはり地域包括支援センター、これがかなりの情報を今持っていると思うんですよね。この件に関して、地域包括支援センターにこういったみまもりネットワーク事業の取り組みの事業所が20カ所あるよというようなことを

御提示されているのかどうか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

このみまもりネットワーク事業については、地域包括支援センターのほうには情報を提供しております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

最後の質問項目に移りますけれども、これから見守り体制を強化していく中では、地域包括支援センターとの共同だとか、行政側からの情報発信、あるいはそういうみまもり事業者との定期的な研修会、これがさらに必要になってくるころだと思っておりますけれども、その中でも一つ、行政からの情報の一環として、例えば、こういう地区で今、オレオレ詐欺がはやっているよと、あるいはこういうところで健康布団を売る人が回っていますよとか、そういう情報が行政にも入ってくると思うんですね。

だから、そういう情報をみまもり事業所に対して逆に発信することによって、定期的に訪問されたところに、ちょっと今、ここんたいでぎゃんことのあるよるばってん、用心しとっねというような周知、あるいは声かけ、これをすることによって、さらなる見守りシステムの強化につながっていくということで考えておりますが、そういったことをぜひとも検討していただきたいと思いますが、最後にこの件に関して担当課と市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

議員先ほど申されたとおり、消費者行政とかのオレオレ詐欺とか、そういった情報もみまもりネットワークの中で提供できたならというふうに思っておりますし、民生委員さんとか嘱託員さん、それから、当然地域包括支援センターも一緒になって情報交換ができたならというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

市長。

**○市長（村上大祐君）**

お答えをしたいと思います。

つい先日も市内におきまして、高齢者の方の徘徊事案も、防災メール等で皆さんにもお知らせさせていただいたような事案も発生しております。そういった意味では、皆さんが見守りの輪をずっと広げることによって社会の死角を狭めていくということは、これからの時代、大事なことだというふうに思っております。

そういった意味では、地域包括支援センター、そして、今回のみまもりネットワーク事業の協力事業者さん、そして、行政嘱託員、地域の民生児童委員の皆さん、いろんな形で情報を共有しながら、そして、私自身もいろんな形で、今、老人会の例会とか、そういったところにも講話というのでぐるぐる回らせていただいているようなところもございますので、情報提供、情報発信、情報共有というのをしっかりやっていって、皆さんの安心・安全の暮らしを築いていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

諸上議員。

**○2番（諸上栄大君）**

ぜひともそういうふうな情報の共有と情報の発信、そういったところにおいて、さらに取り組まれた上で見守り体制の強化、これに関して努めていっていただきたいと思います。

最後に、きょうは障がい者制度に関する質問をさせていただきましたが、現状に在宅で生活されている方のところに光を当てるといような視点もありまして、今回ちょっと考えていただけたらなと思って質問をさせてもらったわけですが、また前向きに御検討していただければと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（田中政司君）**

これで諸上栄大議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

10番辻浩一議員の発言を許します。辻浩一議員。

**○10番（辻 浩一君）**

私も手話は次のために残しておいてしっかりと勉強してから手話で自己紹介をしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議席番号10番、辻浩一でございます。ことしも残すところ20日余りとなりました。振り返ってみますと、ことしも災害の多い年でありました。北海道胆振地方の地震や大阪北部地震などが発生しております。日本列島の成り立ちから考えれば避けられない災害であります。地震の予知に向けた研究は長きにわたって続けられておりますけれども、いつどこで起こる

かなど、予測は不可能だという研究者もいるところでもあります。また、気象災害の多い年でもありましたが、地球温暖化による豪雨災害や台風の大規模化は容易に想定ができる場所があります。ことしも列島各地で多くの災害を引き起こし、多くのとうとい人命が奪われました。

当市においても、7月豪雨で人命に影響はなかったものの、大小合わせて200カ所余りの被害が発生しました。今後、自然災害の想定をもとに災害に強いまちづくりを進めていかななくてはなりません。しかしながら、全てを完成するためには膨大な時間と莫大な費用を要します。そこで重要になるのが、市民の命をどう守るかであります。災害が起こる前にみずから安全な場所へ避難すること、常に安全な場所を想定しておくことが命を守る鍵となります。ことしの豪雨の際の被災者の数は、市民全体の数からすればわずかな割合でしかありませんでしたが、全国的な被害の状況を見て意識の変化が感じられるところがございます。不幸な出来事ではありますが、このことを契機に、我々も含めて行政も早期避難の意識づけをしていかなければならないということを提言しておきたいと思っております。

それでは、質問を行います。

スポーツ振興については政策の軸だということも言われていますが、私も同感であり、このことについては議論を行いたいと思っております。

そこで1点目といたしまして、市内社会体育における少年スポーツの種目はどうなっているのかをお尋ねします。

次に、被災後の高齢者、障がい者対策についてであります。被災後の衛生管理は重要な事項だと思いますが、避難所も含め、簡易トイレの想定をしているのかをお尋ねいたします。

最後に、水質保全と水道水源の森林規制について。全国的に、水質汚染や外国資本の買収等の要素から規制を設ける自治体がありますが、地下水源と温泉源を規制できるのかをお尋ねをし、再質問は質問席で行います。

#### ○議長（田中政司君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

#### ○市長（村上大祐君）

それでは、辻浩一議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

スポーツ振興につきましては、小学生を対象にした社会体育の種目の状況のお尋ねでございます。

小学生を対象とした社会体育の状況は、補助する団体で担当課が把握しているものでお答えをいたしますと、野球が7、バレーボールが6、剣道が5、ソフトテニス3、柔道が2、空手が2、サッカーが2、バドミントンが1、卓球が1、陸上競技1の合計10競技の30団体が活動を行っておるところでございます。

2点目の災害時の対応についての簡易トイレの準備ができているかというお尋ねござい



ます。

災害時は断水する可能性というのがありますので、自宅の便器を利用できる便を入れる袋と凝固剤のセットというものを約900個用意しております。このほか、尿や便を排泄ごと自動でラップに密封するトイレを4台備蓄しておりますので、いざという場合には貸し出しも可能ではないかという状況であります。さらに、各世帯での使用というのは考えておりませんが、テント式の簡易トイレも40個ほど備蓄をしております。車椅子でそのままテントに入ることも可能でございます。市の敷地等があれば設置ができますし、これについても活用ができればというふうに思っておるところでございます。

3点目の地下水源と温泉水源の考え方についてでございます。

現在、嬉野市においては、地下水を掘削使用することに関しての特段の規制というのは設けておりませんが、市内に温泉が湧出する地域でもありまして温泉は貴重な天然資源ということで、温泉法にはその資源保護について明記をされて、温泉の掘削等については都道府県知事の許可を得るということになっておるところであります。そういった意味で、必要がある場合には温泉採取の制限を命じることもできるというふうに規定をされておりますので、温泉法により、実質規制が行われているというような状況であります。

いずれにしても、市としては規制を設けているわけではありませんので、森林においても同様であるというふうに認識をしておるところでございます。

以上、辻浩一議員の御質問に対するお答えとさせていただきますと思います。

**○議長（田中政司君）**

辻議員。

**○10番（辻 浩一君）**

それでは、質問に移りたいと思います。

きのうの諸井議員の議論の中で、スポーツを政策の軸としていきたいというふうな話がありました。いわゆるスポーツ振興の中に私は幾つか要素があるというふうに思っておるんですけども、1つは、スポーツの大会や合宿の誘致によって子どもたちに夢を与えることはあると思うんですけども。

それともう一つ、この中にはスポーツの合宿、大会誘致をすることによって市内の経済の活性化、これにもつながるんじゃないかというふうに思っております。それで、トップチームあたりが、例えば、合宿、大会を行ったときに、それで嬉野が発信されるということで、シティプロモーションにもつながるのかなというふうに思っております。

もう一つが、きのうの議論でも出てきましたけど、ミズノと提携して、いわゆるスポーツ体操の健康体操のプログラミングというふうな話もありましたけれども、このことによって、市民の皆様方の健康増進、健康寿命の延長というふうなことにつながると思うんですけど。

もう一つは、青少年スポーツの育成、これも含めた形での、いわゆるスポーツの振興じゃ

ないかなと私は認識しているんですけども、そこら辺のところの市長の認識をお伺いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

私がやはりスポーツというものをまちづくりの軸、核に据えてやる理由、議員御発言のとおり、やはりシティプロモーションという側面からいけば、合宿の誘致である経済効果やそこでメディア等に露出する、そういった効果というのに期待をしているところも2点ございます。そしてまた、御発言のとおり、市民の健康づくりというのもありますし、そして、青少年の健全育成、それは心身ともの健全育成を考えたときに、やはりスポーツというのは人々の心を動かす力もあるわけですし、また、トップアスリーの生き方、そういったところに学んで志を立てるといようなきっかけにもなろうかというふうに思っております。

そういった意味では、スポーツに親しむ環境をつくっていくということは大事だというふうに考えておりますので、スポーツ振興も、そういった青少年の健全育成に位置づけてやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

それで、学校教育課長、学校教育課長は小学校畑ですよ。いわゆる小学校の社会体育に参加している子どもたちをじかに見てきておられると思うんですけども、そういった社会体育に携わることによって、青少年の健全育成、あるいは精神的な成長、そこら辺にいい意味での大きな影響があらうかというふうに思いますけれども、そこら辺どういうふうに感じておられますか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

御指名ですので、お答えしたいと思います。

私も学校現場におるときには、実はバレーボールの指導をずっとやってきておりまして、これは社会体育としてですので、業務、仕事ではなくて、ボランティアという形でずっとやってきていたところでございます。それで、非常に楽しくやらせていただいております。子どもたちも一生懸命頑張ってくれて、かなり教育効果は高いものだというふうに思っております。子どもたちの素直な心だとか、人に対する、親とか周りの人への感謝の気持ちを育

てるとか、規則正しい生活をするとか、そういうことに非常に有効だとは思っております。ただ、反面行き過ぎた指導ということもありますし、目的を勝利至上主義みたいな間違った目的の方向に行ってしまうと、かなり逆に悪影響まで出てしまう可能性もあるなということも感じております。したがって、大変有効なものではあるんだけど、ちゃんときちんとしたやり方をやっていかないと危険性もはらんでいるという認識は持っているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

両方あるということは私も認識しておりますけど、ただ、そういった中で、例えば、小学校時でその競技に対して嫌気が差したときに中学校に上がったときにもう同じスポーツをやらないという選択肢も出てくるかと思うんですけど、ただ、好きで好きでたまらなくてやはり同じ競技を続けたいといったときに、中学校の体制として、これは前議会で宮崎良平議員の議論の中に出てきましたけれども、部活数の減少、いわゆる人口減少及び指導の先生の減少というふうなことが要因になってきておりますが、そこら辺も含めてでございますけれども、以前、教育長と議論したときに、部活というのは学校の教科と同等ぐらいのものだというふう感じておるということを言われましたけれども、そこら辺もう一度、どうしてお考えなのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

学校教育における、特に中学校での部活動のあり方のポジションというんでしょうかね、そういうことについてだと思いますので、私も今、課長が答えましたように、中学校の教員でございましたので、若いときからスポーツを自分自身もやってきましたし、顧問も本当に遅くまでやってきました。そういうところでいけば、例えば、中学校でいきますと、教科で、いわゆる子どもとの関係を持ってない場合もあるわけですね。どうしても得手不得手もございますので。そういうところでは、子どもとの関係を部活動の種目で人間関係をつなげていけると。あるいは子どもたちを救い上げられるというんでしょうか、そういうのは非常に良かったと思っております。ですから、自分自身を見ますと、小学校ぐらいからは柔道を始めて、教員になってからは、どちらかというとボールのほうをやって、相撲の指導もやったり、ソフトテニスをやったりしながら、いろんな種目を子どもとともに学習しながらしてきたわけですので。そういうことからいけば、今振り返ってみたときに、やはり両面、いわゆる学業とスポーツと両面やっていて良かったなと、人間形成に心技体の部分について非常に

バランスよく育っていらっしゃるなというふうに思っております。

この議会の議員の中にも、そういうお子さんだった方はいらっしゃいますけれども、そういうのを見るときにそういう感じを思っております。ですから、学校教育においては、部活動の存在というのは非常に大きいものがあるという意識を思っております。そういったことでお答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

非常に意義あることだというふうなお答えでございますけど、そこでお尋ねなんですけれども、中学校に入って部活の減少は今続いているんですが、来年から塩田中学校は部活が減少するんですけれども、今現在の形としてどういった競技が市内に存在する、そこら辺の数がおわかりになれば、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

中学校の部活ね。（「そうです」と呼ぶ者あり）教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ここに資料を、9月の議会のときに宮崎良平議員から要求された資料がありますから、これをお配りしたが一番手っ取り早いと思いますけれども、簡単に言いますと、塩田中学校では10種目ございます。男女まで入れると16種目。それから、嬉野中学校では11種目で男女別に見ますと17種目あります。それから、大野原中学校では2種目、吉田中学校では4種目、男女別に分けますと5種目ございます。これは文化系、美術部でありますとか吹奏楽部でありますとか、そういうのも部活動の中に入れておりますので、そういった数値がございます。

以上でよかでしょうか。詳しい内容は、もしよかったらこれをお渡しいたします。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

私が一番言いたかったのは、小学校での社会教育で携わってきた競技と中学校の部活のミスマッチの分をどうするのかというところで質問をしたところなんですけれども、いわゆるどんどんこれから部活が減っていくというふうなことになるれば、そこら辺のミスマッチがかなりふえてくるんじゃないかというふうに思います。1つは、少子化で人口減少という部分もありますけど、もう一つは、教員数の減少で、あとは、スポーツに携わったことがないだとか、あるいは労働環境の問題ということで、国が、要するに、校外指導員の勧めというか、そういったことを施策として打ち出してきているところなんですけれども、実際問題、私は、この校外指導員の確保というのは非常に難しいと思っているんですけれども、佐賀県下も含めてそこら辺の状況がおわかりになればお尋ね申し上げます。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

部活動の数の減少についてはやはり今、議員が申されるように、生徒さん方の数が減少をしてきているということは、それに基づいて学級数が減るわけですので、学級数に基づいた教員の配当になります。したがって、塩田中学校においては、来年4月は、もう2学級減ですので、現状からいきますと4名、それに加配をいただいている教員がおりますので、そこも減ります。そういうことで5名減るわけですね。したがって、部活動は、正顧問と副顧問とついておりますので、そういうことからいかなないと安全面が担保できないという部分もございまして、そういったところもございまして、それと同時に、今、いわゆる働き方改革という部分が入ってきておまして、必ずそういった部分からいけば、2名体制を堅持していかなくちゃならないという学校現場もあります。

さらに、きのうの新聞等あたりでは、教員の残業、月45時間という、こういうのがありました。いわゆる働き方改革の部分でこういった部分も入ってきておまして、実は、この変形の労働時間制といいたいまいしょうか、こういったものから見ていけば、放課後、あるいは土日の部活動の時間帯というのが非常に確保しにくい時間帯になってくるんじゃないかと思えます。例えば、変形労働時間というのは、過去に指定休制度あたりをしておりました。例えば、土曜日に出てきて、そして、夏休みにまとめどりをするというふうなことをしておりましたけれども、そういったものに教員だけが変わろうとする方針が今打ち出されてきつつあります。したがって、そういうのは、とりもなおさず教員の、いわゆる働き方改革についての流れの大きな部分でございまして、国では、学校の先生にかわる部活動指導員あたりを入れるよという話もありますけれども、嬉野市内で学校に調査をしておりますと、今のところ1名の導入が、希望がっております。したがって、そういうことからいけば、佐賀市内の状況あたりは、いわゆる大学生あたりを入れるという要素が、入れやすい雰囲気があるわけですが、やはり労働基準法のもとの、いわゆる週40時間の中にその時間数を入れていくという加算が、縛りがありますので、それを超えて使うということはありませんので、だから、より地方に行けば地方に行くほど入れにくいという状況が存在しているというところもございまして。

そういうことからすれば、やはり今後は、ここ数年来振り返ってみても子どもの数はずんずん減っているわけでもございまして、そういうことからいけば、今、部活動の数を紹介しましたけれども、どっかの部を絞っていくことが今後も続くものと思うわけですね。

例えば、バレーボールの男子の話が随分出ておりますけれども、お聞きすると、杵西地区では2校、来年、中1から減ります。したがって、多分、県のほうのバレーボール協会あたりでもいろいろな話題になっているんじゃないかと思っておりますけれども、そういう状況も聞き

ますので。ただ、やはり区内も見ても、バレーボールをやっている男子のクラブは塩田だけでありましたので、ストレートにもう県に行けるという状況もあるわけですが、そういったことから、少ないところからやはり減らさざるを得ないという状況もありますので。ですから、そういったところのいろんな絡みの中で状況が出てきているわけで。ただ、子どもさんの数が減ってきているというのが一番発生源の状況ではないかと思えます。

したがって、今後は、国のほうでも検討されている部分については、やはり地域スポーツ型、総合型のスポーツといいたいまいしょうか、そういう型の方向に行ってもらえることがやはりいいのかなというふうに思っているところです。ですから、私ども教育委員会では、家でしつけをして、学校で学んで、地域で育てるという言葉を持っておりますけれども、そういった意味では、地域スポーツあたりで育てていただくという非常にスムーズに行くのかなというふうなことも考えているところでございます。

以上、ちょっと取りとめがない話になりましたけれども、そんな感じを持っております。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

今、教育長の最後のほうが私の着地点のところなんですけど、その前に、いわゆる中体連という組織があるわけなんですけれども、この中体連、あるいは高体連でもそうでしょうけれども、近い将来なのか遠い将来なのか、これはもう廃止せざるを得なくなるような状況になってきているんじゃないかなというふうに思うわけですよ。そういった意味で、例えば、いろんなスポーツに携わった方たちをどこで取り込むかということになれば、今、教育長言われたように、地域の中でのクラブというふうになってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いわゆるスポーツの発祥というのは、中世ヨーロッパの、要するに、支配者階級の遊びから始まって発展したのがスポーツだというふうなことで、スポーツのクラブというのは、お金を出してそういった遊びをするのが当然だということからヨーロッパスポーツの文化が発祥してきているので、いわゆるヨーロッパあたりは部活なんか当然ないでしょうし、スポーツというものは、地域のクラブの中で、いろんなスポーツに携わるというふうな形になってきていると思います。しかし、日本の場合は、学校教育の体育から発祥したところで、どうしてもそれが中心となって今まで育ってきたわけなんですけれども、しかし、それもいよいよ部活の減少と、中体連、高体連も含めると、そこら辺が危なくなってきているのかなというところで受け皿をどうするのかというふうに真剣に考えなければならぬ時期に来たというふうに思っております。

そういった意味で、きのうの諸井議員の議論の中で、受け皿をどうするのかということで、上の高校に進学云々というふうな話をきのう市長されていましたが、そこら辺をもう一回お

願います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

やはりこうした社会としての受け皿というのもつくっていくことが大事になってこようかというふうに思っております。そういった意味では、今、中学生であれば中体連というのを目指すということになりますけど、社会体育が受け皿となると、中体連の、中学校の競技には出られないというような事態も考えられます。団体競技の中で、柔道とか数名で結成できるのであれば、学校で大会の前にチームを結成して届け出れば済む部分もありますけれども、バレーボールとか、そういった団体競技になってくると、やっぱり日常的にチームを編成して練習をしないといけないという部分もございますので、私も、中体連のそういった各種大会の制度の改正も含めて教育長のリーダーシップを発揮していただいて、社会体育がそういった中学校体育の受け皿になればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

今、手持ちに持っているのは、佐賀県中学校体育連盟の、いわゆる規約の編成のスタートが、これで見ると、平成15年ぐらいからスタートをしています。そして、16年、17年、そして22年、24年、28年というぐあいに、規則を緩和してきている状況ですね。したがって、個人で参加できる部分については、例えば、水泳でありますとか、バドミントンでありますとか、そういうものはもう既に個人でも参加できるわけです。ところが、チームプレーあたりが2校、例えば、バレー部でいくと、6人満たないところが2校あった場合は合体して出ていいですよというぐあいに、中学校の中体連の緩和も平成15年ぐらいから変化をしてきているのが実態ですね。要綱をちょっと寄せてみました。したがって、今後、こういうことからいけば、本当に中体連での存続というのが、やはり全県下的に見直す時期に来ているというふうに思いますので、そういったところでは、地域スポーツ型、総合型のスポーツ的な部分に移管をしていくのか、あるいは、これは佐賀県だけの問題やなくて、全国、国挙げて、国が本当にしていただかなくちゃいけない状況になってきているんじゃないかなという気をいたしております。

以上、お答えにしたいと思います。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

中体連の出場の規制の要綱の緩和によっていろんな形での参加が認められるというふうな今お答えだったんですけど、例えば、嬉野市内の部活としてどこでも存在していないんだけど、クラブチームとしてチームがあって、それがどこかの中学校のエントリーか何かで中体連の大会に出られるとか、そういったことも考えられるんですか。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

編成の規定を見ると、クラブチームの言葉は一言も今出ていないんですよ。ただ、部活動があって部活動の中、学校長の所属の中である活動についてはあるんですけどですね。ですから、今後見るとすれば、これを少し和らげるとすれば、スポーツクラブの地域クラブというんでしょうか、そういう文言を入れ込まないと難しくなってくる状況ではないかと思えます。そこら辺が次のステップの部分だろうと思えますので。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

そのまま議論が進めばそういった可能性もあるというふうに考えていいんでしょうかね。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（徳永 丞君）

ちょっとすみません、今、クラブチームの参加がということですけども、例えば、水泳ですね、子どもたちはスイミング教室で指導を受けておりますけれども、塩田でもそうですけれども、塩田中学校のチームというか、個人ですけども、現に中体連に出場しております。それから、バドミントン、これも中学校には部活はありません。社会体育で自分たちでチームをつくって練習をされていますけれども、これは個人ですけども、塩田中学校の部員として中体連に出場しています。そのように、中学校には全く部活なくても学校長がうちの部ですよというふうに認めれば中体連には出場できるようになっております。それはただ、全部の種目ではなく、種目団体が認めているかどうかということです。

以上です。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

私がここに持っている規約では、いわゆる団体チームです。具体的に挙げると、バスケットボール、サッカー、バレーボール、ハンドボール、軟式野球、ソフトボール、団体競技の



部分についての話ですね。今、課長が言いましたように、ああいう個人で出れるものについては、今、今後予測されるのは、嬉野であったようになぎなただと思います。空手であるとか、そういったのは校長が認めれば中体連として派遣をします。そのときは必ず引率を学校で臨時的につくって出すわけですので、そういう部分があって、あくまでも団体競技の部分と個人種目の部分との境があるわけで。ただ、団体チームのほうには地域スポーツの話が一言も見ることができないというところであります。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

今後はいろんな展開が考えられないこともないというふうなことで理解しておきたいと思っています。

それでは、今ちょっと教育長のほうから話がありましたけど、総合型地域スポーツクラブ、今活動されているのはどういったものなのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後 2 時36分 休憩

午後 2 時37分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

総合型地域スポーツクラブですけれども、現在、10種目の競技が行われております。らく！楽！エクササイズ、それからバドミントン、ヨガ、サッカー、それからバレーボール、社交ダンス。ヨガが、申しわけございません、2種類ありまして、心のヨガとリラックスヨガ、それから硬式テニス、テコンドー、それから、子どもを対象としたキッズの教室ですね、いろんな遊びを交えたスポーツをするという教室、このような種目がございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

この総合型地域スポーツクラブ、構成として、子どもから大人までとなっているのか、ある年齢を絞ってやっているのか、そこら辺の違いありますでしょうか。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

この年齢構成ですけれども、小さいお子さんから一般の大人の方まで、全てが対象となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

そういった形でヨーロッパ型のスポーツクラブの原型だろうというふうに私は思っております。

そういった中で、これは市の総合型地域スポーツクラブというふうな形になっています。ここへの助成とかいうのはあっているのでしょうか。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

今、総合型地域スポーツクラブ、体育協会のほうで取りまとめて実施をしていただいております。そちらのほうに運営の補助は行っているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

そしたら、これはあれですね、体協の組織の中の総合型地域スポーツクラブというふうに思っているわけですね。その中で、各種体協の中で種目団体があるわけなんですけれども、いわゆる社会体育で上がってきた子どもたち、中学校で救えなかった部分をそこで見てもらうのが一番手っ取り早いかなというふうに私は思っているんですけれども、そこにクラブチームとしてやっていこうという団体が今は確かにもう動き始めてありますと言ったらいいのか、そういった形で動いているんですけれども、この組織に入っておけば、組織の規約の中で動かなきゃならないので、まず、体協の中でのぶら下がりの中でスポーツクラブをつくっていこうというような話になっているわけなんですけれども、そういった場合に、こういった総合型と同じような助成というか、そこら辺は受けられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

今、議員御発言のとおり、中学生になって部活がなくなってどうしようかということで悩んでいらっしゃる方を拾うために、各種目団体、体協に所属している種目団体の方が結構動かれているということをお聞きしております。総合型と同じように、今、助成をしておるところでございますけれども、例えば、ソフトテニス協会が子どもたちのジュニアのチームをつくりますとか、そういった段階で——今現にバドミントン協会のほうがジュニアのチームをつくっておられます。そこに対しての助成は今のところ現在行っておりません。協会独自で動いてもらっているのが現状です。

今後、総合的にスポーツを見直す中で大きくくくった枠で見るといふような形になれば、そういったことも検討していかなければ、研究していかなければならないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

スポーツクラブの成り立ちから言えば、みずからそのクラブに加入するのをお金を出し合ってスポーツクラブの運営をするのが本来の形だと思いますけれども、先ほど言いましたように、日本のスポーツは学校教育から来ておりますので、なかなかそこら辺の意識づけは難しいというふうに私は思うんですよ。そういった意味で、過渡期として最初の部分での後押しというか手助け、ここら辺をしていただければなというふうな思いでおります。

それで、今回のこの質問で一番のみそのところなんですけれども、実はそういったスポーツクラブを立ち上げたときに、屋内の体育館でほとんど球技、あるいは空手だとか剣道とか、そこら辺はできるんですけれども、特殊なスポーツ、例えば、テニスだとか柔道だとかになりますと、柔道なんかは特に体育館に一々畳を敷いてから練習をするとなると、もう実際の練習時間はほとんどなくなるわけですよ。そういった中でどうしても考えられるのが学校施設の武道場というふうに考えるんですけれども、例えば、スポーツクラブを立ち上げたときに、最終的には学校長の管理下のもとにあると思うんですけれども、そういったスポーツクラブへの施設の開放というか貸し出し、ここら辺はできるのかどうか、まずそこをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

例えば、今、武道場も、塩田中も嬉中もございますので、そういう中で、学校の部活動が

なくなった場合はあくわけですので、そこについては、授業で使う以外は一定の連絡をしていただきながら使っていただくような形になろうかと思えます。どうせ在学している子どもたちが使うわけですので、当然使っていただいているのではないかと考えています。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

そこで一番私が思ったのが、例えば、塩田中学校で言えば柔道部がなくなると。要するに、部活じゃないから、いわゆる学校長の責任として、もうその武道場を貸し出すことによって何か問題があったときに、あつたらいけないからもう貸し出しはやめるといような状況が発生したら、ちょっと練習場所の確保はできないなというふうなことで、それをあくまでも市立の学校ですので、そういった社会体育の観点から、学校施設においても、そういった社会体育、あるいはクラブチーム等の貸し出しについての確保というんですかね、そこら辺の確約、そこら辺についてが欲しかったので、今回こういう質問をしたんですけれども。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

そこについては、学校長も2年か3年ぐらいでかわってまいりますけれども、そこはずっと引き続き利用していただくような、教育委員会でも確認といいましょうか、しながら引き継ぎをさせていきたいと思えます。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

諸上議員じゃないですけど、市長、このことに関して。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

自民党のスポーツ立国の調査会においても、そうした学校施設を社会体育への開放というのも一つの地域スポーツの振興のための解決手段として例示をされております。

そういった意味では、メンバーの一人でもあります県選出国會議員にもお話をお伺いして協議をしておりますので、私としては前向きにそういったところは考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

すみません、先ほど今度新たに社会体育で中学生とか行われるときに補助金が出るのかということで御質問ありましたけれども、そちらのほうで間違った答弁をいたしましたので、訂正をいたしたいと思います。

今現在、少年スポーツにおきましては、一番冒頭に申し上げました30団体のほうが社会体育のほうで少年スポーツクラブとしてうちのほうに補助金の申請をされております。そちらのほうの団体に関しましては補助金をお出ししております。バドミントンの協会が行っているジュニアチームに関しましても、できた当初から補助のほうを行っております。失礼しました。今後、中学生と社会教育のほうのクラブチーム、こちらのほうになったときは、このような同じ取り扱いをするのかどうか、そういうところも協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

それでは、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思いますけれども、いろんな気象災害、自然災害が起こって避難生活を余儀なくされるというふうな状況になったとき、まず、個別でなくても、要するに、共同というか、避難所に避難されたときに、いわゆる水、電気、あるいは下水道の管が破損してインフラが使えなくなったときに、衛生面の管理としてトイレというのは非常に大事だというふうなことでこの簡易トイレの話をしたわけなんですけれども、いわゆる高齢者、障がい者、避難所まで移動ができなくて自宅が何とか住めるような状況の中でインフラがだめになったときに、簡易トイレ、貸し出し等はできるのか。そこら辺についてお尋ね申し上げます。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

トイレ等の貸し出しでございますけれども、先ほど市長が答弁いたしました、便や尿を自動でラップして密閉するトイレというのがございます。これについては、自宅のほうでもできますので、お貸しすることはできますが、ちょっと今のところは台数が限られているという状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

台数の問題としてはありますけれども、いわゆる要望があればそういった貸し出しもできるということで認識してよろしいですね。

それで、そこら辺はトイレはそうだったんですけど、もう一つ重要になってくるのが風呂だろうというふうに思います。いわゆる避難場所については、要するに、自衛隊等の簡易の風呂等が準備されるというふうな状況にもなろうかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、高齢者や、あるいは障がい者の皆様が在宅で被災後の生活をする上において、風呂に関して非常に不便になるというふうに私は思っております。実際問題、ことし7月の災害によって、たまたま大きな破損はなかったんですけども、風呂の部分が倒壊をして、家族には高齢者がいてなかなか風呂に連れていくのも大変だし、そういったレンタルか何かの風呂というものはないだろうかといった御相談がありました。そういった中で、今後こういったことも必要になるんじゃないかなというふうな話もしておるんですけども、このことについて、市はそこら辺の準備というか、協議をなされたことはありますでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務課長。

○総務課長（永江松吾君）

お答えいたします。

レンタル式のお風呂ということだと思いますけれども、今、市のほうでは、簡易型のお風呂というものは備蓄は持っていません。しかも、そういうものを備蓄するとなると、大きさもありますので、ちょっと非常に難しいかなと思っております。実際、有料でのレンタルというのは全国に幾らか業者がございますけれども、やっぱりそこを手配して持ってくるというのは時間もかかりますので、なかなかお風呂を被災者の自宅のほうにというのは難しい状況ではございます。

そういった意味で、対応できるのが、やっぱりちょっと移動してもらうことになりますけれども、例えば、老人福祉センターのお風呂とか、そういった市の施設で入浴できるようなところがありますので、そういったところを利用していただければと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

私が言いたいのは、そこまで移動するのが大変な方たちへの対応をどうするのかというふうなところなんです。そういった意味で、私もちょっと詳しいことは知らないんですけれ

ども、テレビのザッピングでちょっと一部だけ見ただけなんですけれども、東北の大震災だとか熊本地震に、水のろ過のベンチャー企業が、今、最新式の少量の水で、ろ過式ですので、大量のリサイクルをした水で何人も入れるような装置をつかって、実際、東北の震災だとか、またずっと新しく更新ができて、熊本地震でもまたバージョンアップした小さな形、当初2トン車で運ばなきゃならないような大きなものだったのが、今はワゴンタイプの乗用車で運べるような形までコンパクトになったというふうなことをテレビでやっておりました。金額等々云々はわかりませんが、こういったのも備えておく必要があるんじゃないか。もう少量の水、例えば、ぱっと見ただけだったんですけど、多分、30リットルの水で三十何人分の循環式でシャワーを浴びれると。風呂じゃないんですけども、シャワーの水をそのまままた給水してろ過して、もう三十何人ぐらい続けて入られるというような方式だったんですけど、そういったのを勉強されてはどうかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御提案のことは私も今初めて知りましたので、先ほどお風呂となると非常に大量のお湯が要するという事になって課題もあろうかと思っておりますけど、やはり衛生というのも災害時においても非常に大事な部分だというふうに思っておりますので、研究をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

ここでちょっとその会社名を言うのはまずいので、後で言いますが、東京のあるベンチャー企業でしたので、ぜひそこら辺、研究をしてみてください。

ということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

以前も水源の保護については質問を何回かやっておりますけれども、前々回の一般質問だったかな、いわゆる担当所管はどうなっているのかというふうなことで、まだ決定をしていないので、早急にそこら辺も考慮したいというふうなお答えだったんですけども、その後どうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

水資源保護、条例制定も含めての協議が必要ということで御質問をいただいていた件なんですけれども、基本的には今、環境下水道課の所管、環境保護という観点での水資源保護の条例の制定に向けた研究を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

それで、壇上での質問の答えの中で、泉源については知事の権限の管下にあると、温泉法の中にあるというふうなお答えでしたけれども、いわゆる普通の水は地下水のくみ上げというんですか、取水についての規制は現在できないというふうに思いますけど、そこら辺の確認。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

市長の答弁にもございましたように、地下水となりますと、取水に関する制限というのは行っておりませんで、生活用水に利用されている家庭もあられるかと思えます。

ただし、御当地が温泉地ということですので、もしそこで温泉の成分を含む水質であるならば、今度は温泉法に基づいた都道府県知事の掘削許可が必要ということになってまいりまして、例えば、井戸を掘削する目的で温泉を掘り当ててしまったとしたら、それを使用しようとしたら都道府県知事の許可がないとできないという形になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

今の法律の中では、地権者、所有者が、もうそのまま下までずっとその人の権利があろうが何をしようが、それはもう地権者のものだというふうな考え方だというふうに思っております。でも、今回、佐久市のほうに水資源の条例を聞きにいったとき、うちの規制とちょっと違ったんですけど、地下水源の活用というか制限、ここら辺の条例を定めておられました。その考え方というのが、水を使うような大型工場を誘致したんだけれども、大量の地下水をくみ上げて、その下の地域はワサビの名産地だったんだけれども、地下水が流れなくなってもうその産地がだめになったというふうなことで、地下水はもう全部下でつながっているわけですので、いわゆる公共物だというふうな観点から、地下水の取水については、数量、取水の口径だとか、くみ上げる1日のくみ上げ量、ここら辺の規制をかけておられるんですけ



れども、この地下水に関しては、いわゆる嬉野市独自でも先進事例があるわけですので、できるんじゃないかなというふうに思いますけど、そこら辺どうでしょうか。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

地下水の取水そのものに関して申しますと、それ自体は嬉野市内においては、先ほど申し上げましたように、温泉源を持っているということでそういった規制がかかってくるわけなんですけど、例えば、実際視察にお伺いしたんですけれども、大分県の由布市なんかは、地下水源を、地下水及び伏流水を水道水源として使用している、大量に湧水があるような地域、地下水があるような地域に関しては、そういった取水に関する規制が必要ということになってまいりますけれども、そういう観点からすると、嬉野市におきましては、基本的に川とダムが主な水源となっておりますので、今のところ、喫緊に地下水の取水に関する制限というのが必要というような状況ではないのかなと、ちょっと所管としては考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

しかし、例えば、ダム上流の集水域というんですか、そこら辺に大きな工場が来てどんどんくみ上げたときに、もちろん上水が川に流れる部分はあるんでしょうけれども、地下からしみ出して川に流れている部分もあるかと思うんですよ。そういった意味では、地下水、飲料水に関係あるんじゃないかなと私は思うんですけど、そこら辺どう解釈されます。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

これに関しましては、そういう地下水流の技術的なことに関してちょっと詳しくは存じ上げないんですけれども、実際にそういった影響というのも勘案してからの水源保護条例ということになってこようかと思っておりますので、そういったことに関しても研究が必要かとは思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

その点については、市長はどういうふうな見解を持たれています。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

答えを申し上げたいと思います。

環境保全という観点から、そういった規制というのも考えなくてはいけないような気はいたします。

お隣の白石においては、地下水の過度なくみ上げが地盤沈下をもたらすといった、そういう地形変化の観点からも、いろいろとやはり地下水面がまずどうなっているのかというのが正直、私も専門的な知識を持ち合わせない部分もあります。そういった意味では、今後さまざまな方の専門家の御意見も踏まえながら担当課と協議をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

そこら辺も含めながら地下水のくみ上げについては検討していただきたいと思います。

うちが問題のあったのが、飲料水に使うダムの上流においての産業廃棄物がここの発端になったというふうに思いますけれども、いわゆるそこら辺はもうほとんど民地ですので、それに行政的な規制をかけるのは非常に難しいという認識を持っております。

そういった中で、産廃についてだけに言えば、この許認可権というのは県にあるわけですよ。産廃の許認可は。ですから、嬉野市独自の規制というんではなくて、そこら辺を含めて県に新しい条例の制定というんですか、例えば、飲料水の、上流についてはそういった産廃を設置できないというふうなことの働きかけをしていただきたいというふうに私は思うんですけど、そこら辺はどういうふうに思われますでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。議員御提案の件でございます。

そういった意味では、私もその辺の水質保全の重要性というのは認識しておりますので、そのように働きかけるような形にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

正直言って先ほど申し上げました民地の部分ですね、なかなか規制はかけにくいと思います。しかし、産廃の許認可については県がしておりますので、許認可そのものの設置の云々については、もう生活飲料水ですね、そこら辺の上流についての産廃の設置はできないような条例をつくってほしいというふうな、私たち議員からもお願いをしますし、行政からも県にそういった申し入れをしていただきたいというふうに思いますので、そこら辺はもう一回聞いておこうかな、そこら辺を市長、もう一回お願いします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

本当に水というものは命の源でございます。そういった意味では、近くに産廃が立地するということであれば、心理的な面でも少しいいことではないと思いますし、もちろん実害があったときには広範囲に影響が及ぶということでございますので、再度の答弁になりますけれども、その辺はやはり県のほうにも、市としてもこういった点には憂慮しているということをお伝えしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

辻議員。

○10番（辻 浩一君）

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

これで辻浩一議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中ですが、ここで15時20分まで休憩いたします。

午後3時4分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けますが、先ほどの諸上栄大議員の一般質問に対し、担当課より追加答弁の申し出がっておりますので、これを許可いたします。福祉課長。

○福祉課長（諸井和広君）

諸上議員の質問に対して追加答弁がありましたので、発言したいと思います。

先ほどの補装具等の非常用電源についての状況ですけれども、嬉野市の福祉課では、要綱のほうにもまだありませんので、発電機、非常用電源等の給付は行っておりません。ただし、

今後は武雄市さんの要綱を参考にしながら研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、一般質問の議事を続けます。

4番山口虎太郎議員の発言を許します。山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

こんにちは。最後の登壇となりました、議席番号4番、山口虎太郎でございます。議長の許可を得ましたので、発言をいたします。

今日は傍聴席の皆様、また最後まで、遅くまで傍聴ありがとうございます。昨今はテレビ、新聞等で政府高官や市会議員の不祥事事件など報じられておりますが、まことに残念なことです。また、外では、農畜産物貿易交渉においては、関税の撤廃や輸入枠拡大と、日本の農業には厳しい状況が迫っております。我が市においても、荒茶価格の低迷が基幹産業の後継者不足と深刻となっております。

そんな嬉野市の新幹線開業を控え、嬉野温泉駅周辺整備関連事業が進められております。この事業に、前回の9月の議会で説明不足と疑問を言ったために、この議会の後に村上市長から議長宛てに、私が十分な質問をしないのに反対して議会の秩序を乱したと、苦情ともとれる文書が出されました。しかし、議員の大きな役割は、税金が正しく使われているのか、公共事業が公正で透明な手続によって行われているのか、それをチェックすることと思っております。また、市の発展のためには全力を賭して応援をしなければなりません。これもまた我々議員の大きな課題であります。嬉野温泉駅周辺整備関連事業については、これからも疑問に思ったところは遠慮なく質問していきたいと考えております。

さて、1つ目に、資料請求内容の嬉野温泉駅周辺整備関連事業について伺います。

9月では議員として資料請求をしておりましたが、まだ11月13日になるまで資料の提供もされませんでした。その間、市民が公文書公開請求をした後の11月13日になって、同じ内容の文書が私にも提供されました。なぜ会期中に資料をもらえなかったのか、また市民と同じ黒塗りで納得のいかないところがあります。私に資料が来たことで、質問できる項目がふえたことも確かです。

続けて2つ目に、農業林業振興施策について伺います。

3つ目には、チャオシルの事業経過について伺います。

まずは壇上より、平成29年度のうれしのまちづくりコンセプト絵巻活用について伺います。

以下、再質問は質問席にて行います。

○議長（田中政司君）

今んとですよ、コンセプト絵巻をつくった今後の活用について何うでよかとですね。

○4番（山口虎太郎君）続

はい。

○議長（田中政司君）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

それでは、山口虎太郎議員の御質問についてお答えをしたいと思います。

うれしのまちづくりコンセプト絵巻の今後の活用についてということでお尋ねでございます。

恐らく議員の御質問は、（資料を示す）この絵巻のことについてだというふうに理解をしておるところでございます。

この絵巻につきましては、新幹線の開業効果を最大限に発揮するために、駅周辺の開発コンセプトを明確にして、嬉野の持つ魅力を内外に発信するために作成をしております。現在、シーボルトのあし湯と嬉野市文化センターのフェンスに絵巻を設置しております。観光客や市民の皆様にごらんをいただいております。今後も多くの人に知っていただくために、設置場所の変更やイベント時に使用するなども検討しております。この絵巻の、あくまでこれはイメージ図でございます。そういった意味では、この一つ一つを具体的に形にしていくというのが今後の作業になってまいるかというふうに思っております。その一つ一つの事業についても、議会議員の皆様にご慎重審議を賜りながら進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、山口虎太郎議員の御質問のお答えとさせていただきますと思います。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

それでは、再質問を行います。

今、活用について市長のほうから答弁をいただきました。ところが、私は今回、資料を請求いたしまして、同じくコンセプトの資料をいただいたわけですが。その中に、どうしてもちょっと不思議だなと思うところがありましたので、少し二、三お尋ねしますが、よろしいですか。

まず、コンセプトの委託について、契約書とか事前承認書、設計書、特記仕様書、検査復命書、完了書というのがないんですが、これは金額によって変わると。できなくてもいいということなんでしょうかね。そこをちょっとお聞きします。

○議長（田中政司君）

産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今、議員が御発言の分は、今、市長がお見せをいたしました絵巻物の委託に関する部分ではなくて、もう一つの産業文化センター並びにあし湯のところに打ち出して張っております、その分のことを多分おっしゃっているのかと思っておりますけれども、金額によって事前承認が要らないとか、そういった規定がございますので、そういった意味では実在と申しますか、必要ないような分のところがございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

それでは、部長、これは絵巻作成業務じゃなくて、看板ということですね。

○議長（田中政司君）

ちょっとそこら辺、確認してからのほうがよかとやなかと。

○4番（山口虎太郎君）続

看板作成業務ということですかね。

○議長（田中政司君）

30万円以下ということ。産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

30万円以下の部分で、必要がない部分となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

わかりました。

では、次の2つ目の質問に移ります。

これは、（資料を示す）ここに資料をいただいた公の文書でありますけど、企業名とか氏名を言ってよろしいですか。そしたら、会社という形で一応紹介をいたします。

私がもらいましたこの会社の、まず嬉野温泉駅周辺コンセプト作成1工区業務委託というところの会社は、ここは従業員はおられるんですかね。市ではこの会社の登記簿とかというのを持っていらっしゃいますか。

次に行きます。

○議長（田中政司君）

ちょっと待って。まずそこで1回よか。産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

指名願等は出ておろうかと思っておりますので、その分はあろうかと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

そうですね。当然、契約する場合には相手の会社の登記とかというのは確認されると思うんです。しかし、ここは今現在、社長さんが1人で、あと元、ことしは国のお金で雇われていた地域おこし協力隊の2人が社員としての形でおられました。しかし、現在、この2人も今そこにはおられないということを聞いておるんです。

この会社代表は、嬉野には一月にどのくらい来られておるんですかね。わかりますか。

○議長（田中政司君）

産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今、社長お1人という御発言だったかと思えますけれども、たしか私の記憶では、社長さんを含めて3名様のご構成員だったのではないかなというふうに認識をいたしております。

あと、何度こちらにお見えかという御質問でございますけれども、そこまで私としては把握をいたしておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

私たちが一応聞いたところでは、東京で映像会社をやられておるということであって、この間、夏場はほとんど見られなかったということも聞いております。

前回、9月の議会のときに部長は、ある会社と裁判をするということになって、ガイドラインの問題でということを経営に言われたと思うんです。12月にそこと裁判をしないということで、このガイドラインについては向こうが無償でつくるということで部長の発言があったと思います、全員協議会のときに。

そういうところで、1つちょっと問題だと思うのは、一旦流出したといった会社に、また今度新たに、要するにまた作り直させるといふところの問題と、それからこの会社がそういう作成業務をできるような会社じゃないんじゃないかという疑問点であります。

こういうところに、やはり委託関連で随意契約ということがなされておりますので、私としてはこれぐらいのことは、実際、役場の中でもできるんじゃないかと。こういうお金を使うよりもですね。そうでしょう。そういうところが、やはり税金をもっと生かしていく。それは部長さんたちがその課でやる気になればできることなんでしょう。この資料集だって3分の2が紹介資料です。そういうのは皆さんが見たときに、もっとこれは役場の中でもできる仕事じゃないかと。皆さんそう思うわけですよ。こういうところにこういった多額のお金が使われているということが、ちょっと私としてはなかなか納得できないというわけです。

今から自治体の新幹線駅周辺の整備事業がどんどん始まっていくと思います。そういう中で、コストを下げて最大の効果を得るための競争入札は欠かせないと私は思っています。そういう中で、市民の皆さんから預かった貴重な税金を抑えるという意識が乏しかったら大変なことになります。私が言う会社というのは、本来なら、あなたが要するに流出したと言うなら、部長が言われたように、裁判しますとはっきり言われたので、その会社にまた再度仕事を頼むという一つのなれ合い的な部分はやめていただきたいと私は考えております。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員、今そこで切ったほうがよくないですか。質問、どがんですか。

○4番（山口虎太郎君）続

ちょっと待ってくださいね。もう少ししゃべりたいことがあったんですけど。（発言する者あり）

○議長（田中政司君）

1回そこで質問を切ったほうがよくないですかということですけど。

○4番（山口虎太郎君）続

よかです。そいけん、ここをもう少し話します。

情報流出と言われることであるなら、やはり契約違反ということも考えられるのではないかということと、同じ場所につくり直させるということでもいいのかということですね。この会社には、はっきり言って社員はおらんなんです。代表者も不在がちです。こういう会社に、結局、下請に丸投げをするような会社を、それを市が黙認しているのかという疑問も出てくるわけです。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員、そこで1回切りましょう。そうしないと質問になりませんので。やっぱり一般質問ですので、まず一つ一つ、一問一答で1つずつやっていきたいと思っております。

○4番（山口虎太郎君）続

3問まで。

○議長（田中政司君）

いやいや、だから、3問まではわかります。そういうことじゃなくて、議事進行上、1つ



ずつ行きましょう。そのほうがわかりやすいと思いますけど。

○4番（山口虎太郎君）続

そしたら、すみません。

○議長（田中政司君）

それから、何のどこを質問しているのかというところを、まず答えていただきたいところを質問して。

○4番（山口虎太郎君）続

まず、それじゃ、部長のほうからお願いします。契約違反ではないかどうか。

○議長（田中政司君）

契約違反ではない。

○4番（山口虎太郎君）続

そこら辺の判断。（「暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ちょっと待ってください。暫時休憩します。

午後3時39分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

そしたら、部長のほうにお伺いします。

こういう会社との契約は契約違反にならないのかと。先ほど申したことはですね。その判断をちょっとお聞きしたい。

○議長（田中政司君）

産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

契約違反とおっしゃっている意味が私にはよく理解はできないんですけども、基本的に随意契約という契約の行為自体は地方自治法でも認められておりますので、そういった点でいきますれば契約違反というふうな、どれをもって契約違反じゃないのかとおっしゃっているのか、まずもって私には、今、理解できておりませんので、そこら辺をもう少しお知らせいただければと思いますけれども。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

この契約書の内容に、ここの契約書の中に50万円以上の契約とか、受けて丸投げの再委託は契約違反ですよとなっているわけですね。そういうことをやっておられるのかなという疑いを持ったものですから、一応それはそういうことをやっても契約違反ではないんですかとお尋ねをしたわけです。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後3時42分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

産業建設部長。

○産業建設部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほど議員御発言の情報が流出したということで、それは多分9月の決算最終日の全員協議会の中で副市長のほうから発言があったことをおっしゃっているのかなというふうに思っております。ただ、あのときは副市長のほうからは、そういう情報が漏えいをしましたので、今後、話し合いを行って、再度、同じような趣旨のものを無償でつくらせるか、それがもし無理ならば、その会社に損害賠償請求するという御説明をされたと思います。私は今回の全員協議会の中で、その結果が決まりましたということで、無償にて同じものをつくらせますという発言をいたしました。そこに全然契約行為というものは発生するものではございません。あくまでも契約上の瑕疵があったということを認めて、無償にて業務を行っていただきますという報告をいたしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

部長の言われることは、確かに私の記憶違いで、副市長のほうが言われました。

今さっき、わざわざ何でそういう会社の登記簿ですね、あるのかとお尋ねしたら、そこにはわかっておられるように、やはり従業員さんはいないという、そこが問題なんですね。だから、こういう公共事業を受けるときに、受けて丸投げをしたら、再委託ですね、そういうことをしたらだめですよという契約があるわけでしょう。だから、そういうところはきちり守って、今後そういうことがないような行政の仕事をやっていただきたいというのが私

の意見なんです。

○議長（田中政司君）

答弁は。

○4番（山口虎太郎君）続

市長、どがんでしょうか。

○議長（田中政司君）

2番目の質問ということでしょう。

○4番（山口虎太郎君）続

はい。

○議長（田中政司君）

よかですか。市長。

○市長（村上大祐君）

お答えを申し上げたいと思います。

今回の一件に関しては、その契約上の瑕疵があったということで無償による補修を要請したということでありますれば、契約がスムーズにいくように、今後、努力をしていくということはお誓いを申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

この資料を見て一番感じるの、本文は3分の1以下です。資料集が3分の2。こういうことはぜひ行政の中で、できる人たちがいっぱいいるわけですから、きちんとやっていただきたい。そして、コストを下げ、今後の新たなそういう新幹線の開発に向けた事業に無駄なお金を使わないような、そういう凛とした行政をやっていただきたいと私は思っているわけです。あえてここで苦言を言ったわけですけど、次はまたお願いとか、またそういうお互いの、また議員からの新たなそういう提案という形で次の課題に入りたいと思います。

○議長（田中政司君）

今の答弁はよかですか。（「答弁はよかです」と呼ぶ者あり）次、山口虎太郎議員、続けて。

○4番（山口虎太郎君）続

2つ目に、次の質問です。お茶生産者の活性化施策として、農泊ですね。農家に泊まる農泊等の具体的取り組みを、今、課のほうで考えておられ、また取り組まれてきたのか。また、嬉野から行商に、お茶の販売事業者が九州から北海道まで、いろんな形でスーパーに出向いて販売をしておられます。そういう方たちに対してどういう施策があるのか、ちょっと伺い

たいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

まずはお茶に絡めた農泊の具体的な取り組みについてのお尋ねでございます。

事業申請をしているのが農泊全体についても1件あって、市も事務局の中にかたっているというのはありますけれども、まだ表に出ているものというのはいません。ただ、ふるさと回帰支援センター、有楽町にございます佐賀県への移住を考えていらっしゃる方の相談窓口の紹介によりまして、嬉野のお茶の農家さんのところに泊まって、被覆の作業であったり、お茶摘み体験を楽しんで、佐賀県の魅力というのを感じていただいたという例を二、三件、私も把握をしておるところでございます。今後、民を挙げて、産地を挙げて、そういった取り組みができるように私たちも音頭をとってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、販売事業者への施策ということでありまして、茶商さんに対する補助事業というのも毎年行っておって、いろんなところでのPR活動に奔走していただいておりますし、生産者個人でもいろんな形で空白地である北海道とか、そういったところに行かれている生産者もいらっしゃるというふうに聞いております。そういった方への支援というのが現状ございませんけれども、今後、産地としてPRをしていくという中にそういったものを組み込んでいけないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

今、市長が言われるとおり、やはり嬉野の業者さんたちも必死になってお茶を全国に売り歩いておられるというのは事実なんですね。そこに、やはり個人ですから、どうしてもいろんな形の支援ができていないというのも事実あります。こういうところを、やはり今度、行政の側から生産者と一緒になったいろんな組織づくりで支援ができる、そういう体制をやってもらいたいというのが私の考えなんです。

ことしの最初から市長のほうにも言っておりますが、やはり農家、それからJA、行政、業者さん、ともに入って、若い農家、自営をやっておられる人たちも含めて、こういう取り組みをぜひ皆さんで協議して、新しい嬉野のあり方というものをやはり探っていくべきだろうと、ずっと市長のほうにも訴えてきましたので、ぜひそこら辺は来年にかけて時間をつくっていただいて協議していただきたいと考えております。

次に行きます。

次に、農業改革を進めるという意味で、嬉野の生産構造をどう考えていくのかということで伺っております。市長、答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（田中政司君）

2番ですね。市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

嬉野市内におきましては、施設園芸も盛んな地域でございます。キュウリであったり、インゲン、トマト、小ネギ、イチゴですね。花苗等が挙げられます。施設園芸については、季節を問わず、農作物を比較的安定的に生産をすることもできますし、最新の環境制御技術を使えば、収量、そして食味も上等なものができるということで、いわゆる稼げる農業ということを推進していくのに最適だというふうに考えております。

一方で、家が1軒、2軒建つぐらいの初期投資が伴うというところもありますので、その辺は国、県の補助事業をおつなぎするとともに、今年度も予算でお願いしたキュウリのハウスの建設補助を、市の後押しということで、少額ではありますが、支援をさせていただいておりますので、農業経営の負担軽減につながるように私どもも支援をしてみたいというふうに思っております。

そういった中でありますけれども、やはり新規就農者を確保していくという意味でも施設園芸というのは非常に可能性がありまして、先般、鮮烈なデビューを果たしましたイチゴの新品種、「いちごさん」であったり、そういったものも若い農業者の希望となるのではないかとこのように思っております。

今、キュウリ、そして来年が鹿島のトマト、そして再来年が白石のイチゴに、土地を持たない、そして農業の栽培ノウハウのない人を一から農業の経営と栽培技術を身につけてもらうトレーニングファーム事業というのがございますので、そういったところもうまく呼びかけながら、嬉野市内で就農していただくように宣伝、PR活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

ちょっと暫時休憩します。

午後3時53分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

やはり嬉野の核となる農業の構造ですね。ここに3点、私は考えているわけです。茶業で残っていく農家の組織の再編。稲作と施設園芸で残っていく農家の再編ですね。ここにやはり市の柱としての施策をもっと農家の方にわかりやすいような打ち出しが欲しいわけですね。

現在、JAさんのほうもやっちはいるんですけど、どうしても中央のほうの向きのほうが強くて、地元でのそういう活動というのがなかなか薄れてしまっているという状況もありますので、やはりここは行政の力をかりていきたいというのがあります。市長、どう考えられますかね。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言のとおり、やはり農業を新規就農者も含めて、しっかり施策を打ち出すということがこのまちの希望になるというふうに思っておりますので、その辺の打ち出しを新年度予算においても強く打ち出していきたいということで、今、準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

次、3番目の輸入自由化が進む中、畜産農家への対策というのはどういうふうにとられているのか。農林課ですかね、対策があればお願いします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

今日、畜産農家を取り巻く環境は非常に厳しいというような状況になってきております。そういう中で、現状としましては県よりの補助事業とあわせて、牛に対する補助事業、あるいはそのほかにも飼料作物等の機械化導入等の事業、そういうものに関して、現在、補助をしておるところでございます。

また、市の単独事業といたしましても、牛の導入に対する貸付事業、そういうものをおこなっておるところでございます。ただ、今後、きょうの新聞にも載っておりますけど、TPP問題、あるいはほかのヨーロッパも含めた市場開放問題等も、今後、国の補正予算が組まれるということで情報をお聞きしておりますので、その内容について注視して、協力できるもの

があれば協力していきたいというところで思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

よろしくをお願いします。

4番目の課題として、国の林業への施策が来年から新しく始まるということで、ことしも私たちが勉強してきました。その対策としてどうしてもやっておかなければならないというのが、川内議員も言われたように、やはり台帳の整備というのが当然、一番最初に必要になってきます。あと次に、それを担い手としてくれる働く人たちの育成というのを組織的にやらないと、なかなか国から交付金が来ても生かすことができないと考えておりますので、その点について、市長、どうですか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

まず、来年度から森林環境税の割り当てがスタートいたしまして、初年度は700万円程度というふうにお伺いしております。私といたしましては嬉野市の環境を考えると、森林に囲まれておりますので、早急に手を打ちたいということで、もう新年度より事業をしたいというふうにも考えてはありましたけれども、なかなか人員の体制、そういったところもありますし、額の規模としても、まだ何か1つ事業をするにはちょっと心もとない部分もございますので、基金として積み立てながら、そして少しそういったところで事業を綿密に計画した上で、林業振興という形で、これも予算発表の場、そういったところで内外に発信をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

林業でも農家への農泊、そして山への親しみという形で、農泊を通じた林業の使い方というのも当然あるわけです。だから、そういうのを、嬉野は旅館だけはありますけど、もっとそういう自然を求めて来る人たちに対して門戸を開いてもいいだろうという考え方を持っています。

そこで、所管は農林課になりますかね。ちょっとそこら辺の農泊あたりのことをお願いします。

○議長（田中政司君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

農泊につきましては、今年度になってから、先ほど市長の答弁にもありましたように、1つの事業体と申しますか、組織が動きをされております。そういう中で、うちのほうもその組織の中に、行政が入らなければ補助事業の申請ができないということでございましたので、メンバーの中には入っているところでございます。今後、そういう動きもほかのところから出てくれば、サポート等はしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

農林課の、やはり行政からのサポートというのは、今からそういう事業をやりたいという人たちがおれば本当に力になると思いますので、支援のほうをよろしく願いしておきます。

次に、チャオシルの事業経過状況について、うれしの茶振興課のほうにお聞きします。

○議長（田中政司君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

チャオシルにつきましては、ことし4月にオープンいたしまして、今現在、8カ月を経過したところでございます。オープン当初は集客のほうになかなか苦戦をしましたが、7月の一部条例の改正に伴いまして、集客数は徐々にふえてきておるところでございます。特に国内外のツアー客や県内外の修学旅行生による各種体験の受け入れが多くなっていると考えております。また、チャオシルマーケットやオルレ、健康ウオーク、肥前さが幕末維新博覧会などの関係各課の事業とも連携を行いまして、来場していただき、うれしの茶を通じて交流を深めていただいているところであると考えております。

以上であります。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

各議員さんたちからもいろんな提案とかも出てきたと思うんですけど、私は施設のほうに関しては、やはり資料館という命題がありますよね。そういうところで、佐世保のハウステンボスに、佐賀県の松尾儀助さんが向こうに商売に行ったときに、空箱のふたに、当時、若



いときのピカソが絵を描いたというのがハウステンボスにあるわけですね。それはもうピカソの協会でも認められているということなんですよ。それを仲介したというか、そこにその子孫の方も、佐賀出身の方もおられて、嬉野のお茶屋さんたちの流れの関係もあるわけですよ。そういう人たちが一緒になって、まずは嬉野のチャオシルというところで、そういうピカソの絵が貸し出されて見られるというような、ちょっと人がびっくりするような、1回そういうのを打ってみてもいいんじゃないかと思うわけですね。そのためにはハウステンボスのほうと子孫の方とそういう承諾を得て、相談をしていかなきゃならんと思うんですけど、そういうのをやって、その後にまた有田焼とか吉田焼、そして嬉野の源六焼の、こういう焼き物の博物館というか、そういうものをやはり年間にいろんな工夫をしていって、外の駐車場でさらに輪をつくるという形の中の仕掛けをぜひもう一回考え直してほしいと私は思っているんですけど、市長、どうですかね。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後4時4分 休憩

午後4時5分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

すみません、訂正します。ゴッホです。

市長、その点の考え方というのはどうでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

かれこれ六、七年ぐらい前になろうかと思えますけれども、ハウステンボスのほうに、ゴッホが嬉野から旅立って、パリの街頭で見つけた茶箱にヒヤシンスの絵を描いたものがあります。青年時代のゴッホが日本への憧れから、何でもいいから日本のものをとということでかき集めて、その中に描かれたもので、私もハウステンボスの里帰り展を見て、非常に感銘を受けたことを覚えております。

ただ、所有者が恐らくまた海外のルーブルだったかなというふうに思っておりますので、非常にハードルは高いとは思いますが、しかしながら、やはり嬉野のお茶の歴史を見直すというところからいけば、ハードルは高くとも実現できるように、さまざまな働きかけをしていきたいというふうに思っております。

そういった意味では、ゴッホはオランダ人でもございますので、オリンピック等でもオランダとの縁というのは深まってまいります。そういったところもうまく活用しながら実現に向けて動き出したいと思っておりますし、内野山の源六焼であったり、そういった窯跡の歴史の掘り起こしにもチャオシルを一つの拠点にしたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

そうですね。これはこういう取り組みが全県、全国にぼんと流れるぐらいの話題になったら、やはり嬉野のチャオシルというのを目置かれるようになると思うんですね。そこで、新たにまた市史編さんとか、いろんな形をやっておられますので、そういうところでの話題性というものを含めてやっていかれたらいいんじゃないかと考えるわけです。

今回は第1問目で、資料についてちょっと舌足らず（276ページで訂正）という部分もありましたが、真摯に今、行政の中で、ちゃんとしたお金と税金と支出等、やはり向かい合ってもらって、長たる市長の責任のもとにきちっとしていただかなきゃならないと。みずからがきちっとしないと、いろんな疑惑が出ます。そういうことを、やはりみずからを律して、悪いものは悪いというような姿勢で貫いてほしいと私は考えておりますので、これからはいろんな問題が出た場合に、私も真摯に向き合いますので、やはり行政の方もきちっと前を向いて応えていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（田中政司君）

これで山口虎太郎議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後4時8分 散会